

Newsletter

No. 10 Autumn - Winter 2012-2013



グローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」
Global Centers of Excellence Program *Soft Law and the State-Market Relationship*

ソフトロー・プロジェクトの10年を振り返って

岩村正彦（大学院法学政治学研究科教授・GCOEプログラム拠点リーダー）

東京大学大学院法学政治学研究科のソフトロー・プロジェクトは、2003年度に21世紀COE（Centre of Excellence）の事業として発足しました。ソフトローとは、国の法令（ハードロー）ではなく、最終的に裁判所による執行が担保されていないにもかかわらず、現実の経済社会で国や企業等が何らかの拘束感を持ちつつ従っている規範をいいます。その形態には、国が発出するもの、企業や市場の側で形成されるもの、国境をまたぐ国際的諸関係で成立しているもの等様々なものがあります。そして、現実のビジネスローにおいては、こうしたソフトローが重要な位置を占め、企業活動を左右しています。しかし、わが国の法学の研究・教育の中心にあったのは、ハードローです。その結果、わが国では、現実のビジネスローにおいて重要な役割を担っているソフトローの研究になかなか目が向かず、また法曹の養成においても、ソフトローが大きな意味を持つ国際法律市場に十分に対応できないという状況にありました。

ソフトロー・プロジェクトは、伝統的な法学では十分にアプローチできないソフトローという対象を正面から取り上げ、新しい法学研究・教育の地平を切り開こうとする試みとすることができます。21世紀COEでは、2003年度～2007年度の5か年度にわたり、中山信弘教授（現・明治大学教授）を拠点リーダーとして、以上のような観点から研究・教育活動を遂行してきました（以下ではこれを「前期プロジェクト」といいます）。この前期プロジェクトの主な成果には、まずソフトローのデータベースの構築があります。国が発出する法令等のハードローは各種の六法や総務省行政管理局の法令データ提供システムによって容易に参照できます。しかし、ソフトローはその性質上、国の法令のような形での集積はなされていません。そこで、ソフトローを収集し、それをデータベース化する作業を行いました。このデータベースは国立情報学研究所の学術研究データベース・リポジトリ上で公開されています。

また研究会・セミナーの活発な開催も前期プロジェクトの成果としてあげられます。前期プロジェクトは、政府規制部門、市場取引部門および情報財（知的財産）部門の3部門体制で進めましたが、それぞれの部門は、プロジェクトメンバーの教員や本研究科の教員だけでなく、他の学問分野の方を含む国内・国外の研究者・実務家も交えて研究会やセミナーを活発に行い、研究の進展に大きく寄与しました。とくに毎年度末にシンポジウムを行い、その年度の研究活動の総括を試みています。そして、こうした研究活動の成果は、ディスカッション・ペーパーや当プロジェクトが創刊した雑誌「ソフトロー研究」をはじめとする内外の雑誌等で公表しています。とくに「ソフトロー研究」はソフトローを扱う国内唯一の専門の査読制の法学雑誌として確立した評価を獲得し、学外からの投稿も頻繁になってきています。また、前期プロジェクトの研究活動の取りまとめとして、5巻からなる『ソフトロー研究叢書』も刊行しました。

もう一つ忘れることのできないのは、人材の育成です。前期プロジェクトでは、学外を含む若手の研究者を特任研究員やリサーチアシスタント（RA）として採用し、拠点での研究および研究補助の機会を提供してきました。これによって、多くの若い研究者が独り立ちし、いまでは各学界で活躍しています。

この最初の5年間の21世紀COEの事業としてのソフトロー・プロジェクトを受け継いだのが、2008年度から事業期間を5年度とするグローバルCOEによるソフトロー・プロジェクト（以下では「後期プロジェクト」といいます）です（拠点リーダーは筆者）。後期プロジェクトでは、それまでの5年間の前期プロジェクトの蓄積を基盤としながら、そのさらなる発展を目指そうとしました。まず、それまでのプロジェクトの研究活動は、上記のように3部門制で行ってきましたが、新たに基礎理論部門を設けて4部門制としました。この基礎理論部門は、ソフトローの教育研究が本格的・体系的に行われていないことに鑑み、その方法論・原理論から組み立てていく必要があるという考えにもとづいて設けたものです。具体的には法と経済学、法社会学等に対応しています。また、研究に関していえば、個別の事例に関するケース・スタディーの充実や

世界的にも珍しい私達のソフトロー研究の拠点での研究成果をより積極的に発信することなどに取り組むことにしました。

実際、前期プロジェクトと同様に、後期プロジェクトでも各部門の研究会、セミナー、公開講座等を活発に開催し、法学に限らず、他分野の研究者も国内外から招くなどして研究活動を積極的に展開してきました。また、各年度末には、各年度の研究のとりまとめという意味を持つシンポジウムを開催し、そこでは「紛争解決におけるソフトとハードの交錯」、「企業社会における規範遵守：自発性とその限界」、「国際的な規範のコンバージェンス：ハードローによらない規範形成の可能性」、「統計的・計量経済学的手法と法制度」などを取り上げました。また、後期プロジェクトでは東アジアにも目を向けることとしていますが、第2回および第5回の「BESETO Conference」を東京大学大学院法学政治学研究科、北京大学法学院、ソウル大学校法科大学との共催で開催しています。こうした研究活動の成果は、ディスカッション・ペーパーや雑誌「ソフトロー研究」で随時公表しています。研究成果の国際的な発信という点で特筆すべきは、英文雑誌「UT Soft Law Review」の創刊です。上記の第2回目および第5回目のBESETO Conferenceの成果などを収めたこのUT Soft Law Reviewは順調に刊行を続け、現在第5号の刊行準備を進めています。

高度な人材育成の面では、後期プロジェクトでは、前期プロジェクトから一歩進めて、ソフトローに関する理論教育を通じて、法学研究を実証に基礎を置く社会科学としての規範研究へと発展させる担い手や、国際競争力ある法律家を養成し、国内だけではなく、国際機関等における国際的秩序形成に寄与できる人材を育成することに取り組んでいます。前者については、特任研究員やリサーチアシスタントとして若手研究者を雇用することによる研究支援や、上述の研究会やセミナーへの若手研究者の参加奨励のほか、大学院法学政治学研究科総合法政専攻博士課程の授業としてグローバルCOE提供科目の開講を行い、後者については、総合法政専攻博士課程学生や法科大学院修了者を海外の法律事務所や国際機関等に1～2か月間研修生等として派遣する事業を実施しています。とりわけこの海外派遣事業では、2008年度からの5年度間に50人を派遣しており、派遣された人たちの報告書からは彼らが非常に有益な経験をしてきたことが窺われます。そのため、グローバルCOEの外部アドバイザー委員からも高い評価を得ています。もっとも、後期プロジェクトは、前期プロジェクトよりも予算規模が縮小されたために、当初私たちが計画していた構想と比べると、内容を絞り込んだものとなってしまいました。前期プロジェクトで構築したソフトローのデータベースの更新作業は断念せざるをえなくなりましたし、海外の研究者等との交流も縮減したものとなりました。特任研究員やリサーチアシスタントのための研究支援も大幅に縮小することとなり、人材育成を進める上での足枷となりました。さらに2012年度には年度後半の予算の配分が一時停止されたために、最終年度のプロジェクトの進行に大きな支障が生じることになったのは大変残念でした。

グローバルCOEの事業としてのソフトロー・プロジェクトは今年度で終了します。しかし、ソフトローの研究は、ある意味では端緒についたばかりであり、なによりもソフトロー自体が常に生成・発展・変容をしていくものであることから、ソフトロー・プロジェクトの終了をもってソフトローの研究が完遂するわけではありません。既に、当研究科では、科学研究費補助金を得て、ソフトロー・プロジェクトの一部を受け継ぐ研究事業を始めていますし、そうした研究事業を増やすべく、構想を立てています。また、人材育成についても、海外派遣事業を、規模の縮小はしつつも、少なくとも当面は継続する計画です。今後とも、私たちのソフトロー・プロジェクトへのご協力・ご支援をお願い致します。



「第5回BESETO Conference」(2011年9月16日)

グローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー・私的秩序形成に関する教育研究拠点形成」 活動記録（2008年～2013年）

肩書は採用・開催当時のものです

事業推進担当者

拠点リーダー：岩村正彦 法学政治学研究科教授・社会保障法			
基礎理論部門	政府規制部門	市場取引部門	知的財産部門
藤田友敬* 法学政治学研究科教授・商法	中里実* 法学政治学研究科教授・租税法	神田秀樹* 法学政治学研究科教授・商法	大淵哲也* 法学政治学研究科教授・知的財産法
畑瑞穂 法学政治学研究科教授・民事訴訟法	岩原伸作 法学政治学研究科教授・商法	山下友信 法学政治学研究科教授・商法	ダニエル・フット 法学政治学研究科教授・法社会学
山本隆司 法学政治学研究科教授・行政法	増井良啓 法学政治学研究科教授・租税法	中田裕康 法学政治学研究科教授・民法	荒木尚志 法学政治学研究科教授・労働法
柳川範之 経済学研究科教授・契約理論	白石忠志 法学政治学研究科教授・経済法	河上正二 法学政治学研究科教授・民法	森田宏樹 法学政治学研究科教授・民法
松村敏弘 社会科学研究所教授・産業組織、公共経済	飯田敬輔 法学政治学研究科教授・国際政治経済学	神作裕之 法学政治学研究科教授・商法	浅香吉幹 法学政治学研究科教授・英米法
田中亘 社会科学研究所准教授・商法、法と経済学		加藤貴仁 法学政治学研究科准教授・商法	石川博康 社会科学研究所准教授・民法
後藤元 法学政治学研究科准教授・商法		唐津恵一 ビジネスロー・比較法政研究センター教授・企業法	
		宮廻美明 ビジネスロー・比較法政研究センター教授・国際企業法 (平成22年3月定年退職)	

* 部門リーダー

特任教員・特任研究員・リサーチアシスタント・外国人研究員

特任教員	特任研究員
折原誠 一般社団法人信託協会	安藤馨 大学院法学政治学研究科
児玉安司 三宅坂総合法律事務所	池田弘乃 大学院法学政治学研究科
島崎謙治 政策研究大学院大学	大川昌男 日本銀行金融研究所
中窪裕也 一橋大学大学院国際企業戦略研究科	大西楠テア 大学院法学政治学研究科
特任准教授	荻村慎一郎 立教大学法学部
神山弘行 岡山大学大学院社会文化科学研究科	河瀬佳史 東京証券取引所
リサーチアシスタント	神告知郁子 大学院法学政治学研究科
石川茉莉 大学院法学政治学研究科博士課程・労働法	木下卓三 東京証券取引所
王芳 大学院法学政治学研究科博士課程・商法	金彦叔 大学院法学政治学研究科
オルトラニ・アンドレア 大学院法学政治学研究科博士課程・比較法	姜光文 大学院法学政治学研究科
温笑侗 大学院法学政治学研究科博士課程・商法	黒田有志弥 大学院法学政治学研究科
権南希 大学院法学政治学研究科博士課程・国際法	小林高大 東京証券取引所
瀧陽 大学院法学政治学研究科博士課程・知的財産法	坂巻静佳 大学院法学政治学研究科
徐婉寧 大学院法学政治学研究科博士課程・労働法	佐藤智晶 大学院法学政治学研究科
銭瀝陽 大学院法学政治学研究科博士課程・商法	澤田悠紀 大学院法学政治学研究科
宗小春 大学院法学政治学研究科博士課程・商法	高橋脩一 大学院法学政治学研究科
崔碩桓 大学院法学政治学研究科博士課程・労働法	武生昌士 大学院法学政治学研究科
陳若嵐 大学院法学政治学研究科博士課程・商法	塚崎由寛 東京証券取引所
成田史子 大学院法学政治学研究科博士課程・労働法	土屋裕子 大学院法学政治学研究科
潘沁毅 大学院法学政治学研究科博士課程・民法	富永晃一 大学院法学政治学研究科
裴原胤 大学院法学政治学研究科博士課程・民法	永野仁美 大学院法学政治学研究科
外国人研究員	西井志織 大学院法学政治学研究科
Anna Musiala, Adam Mickiewicz University	西本健太郎 大学院法学政治学研究科
Eva Schwittek, Max Planck Institute	朴孝淑 大学院法学政治学研究科
Julien Mouret, University Montesquieu, Bordeaux 4	潤麻依子 大学院法学政治学研究科
Loic Lerouge, University Montesquieu, Bordeaux 4	洪淳康 大学院法学政治学研究科
Merle Muda, University of Tartu	萬澤陽子 公益財団法人日本証券経済研究所
Wered Ben-Sade, Haifa University	三宅新 大学院法学政治学研究科
	山本慶子 日本銀行金融研究所
	劉芳伶 大学院法学政治学研究科

シンポジウム・GCOE ソフトローセミナー・公開講座

シンポジウム				
第1回	2008/9/19	Changing Society and the Role of Law (共催)	東京国際フォーラム・ホール D5	Professor Kuk Cho, Seoul National University, College of Law 他
第2回	2008/12/12	敵対的買収と防衛策の将来—デラウェア州法からの示唆	東京ステーションコンファレンス 503	Jack B. Jacobs (アメリカ・デラウェア州最高裁判所裁判官) 他
第3回	2009/2/6	上場会社法制の将来	東京国際フォーラム・G701 会議室	神田秀樹 (東京大学大学院法学政治学研究科教授) 他
第4回	2009/3/3	紛争解決におけるソフトとハードの交錯	六本木アカデミーヒルズ 49 オーディトリウム	畑瑞穂 (東京大学教授/グローバルCOEプログラム事業推進担当者) 他
第5回	2009/8/5	企業買収と現代会社法における主要問題	ANA インターコンチネンタルホテル東京	Reinier Kraakman (ハーバード・ロースクール教授) 他
第6回	2010/3/9	企業社会における規範遵守：自発性とその限界	六本木アカデミーヒルズ 49 オーディトリウム	小川潔 (住友商事株式会社理事 法務部長) 他
第7回	2010/6/18	企業買収と法	六本木アカデミーヒルズ 49 カンファレンスルーム1&2	John Armour (オックスフォード大学教授) 他
第8回	2010/8/4	アメリカ法の現代的課題	ANA インターコンチネンタルホテル東京	Joseph L. Hoffmann (インディアナ大学ロースクール教授) 他
第9回	2011/3/8	国際的な規範のコンパジェンス：ハードローによらない規範形成の可能性	六本木アカデミーヒルズ 49 オーディトリウム	小賀坂敦 (企業会計基準委員会主席研究員) 他
第10回	2011/3/11	国際倒産法：アメリカと日本	東京大学法科大学院 101 教室	Bruce A. Markell (アメリカ連邦破産裁判所裁判官) 他
第11回	2011/8/4	現代競争法と競争政策の国際的な展開	東京大学弥生講堂一条ホール	Jacques Buhart (マクダーモット・ウィル&エメリー法律事務所弁護士) 他
第12回	2011/9/16	5th Annual BESETO Conference (共催)	Fukutake Learning Studio2, 3	Professor JIN Jinping, Peking University, Law School 他
第13回	2011/11/21	アジア太平洋地域におけるロッテルダム・ルールズ (共催)	海運クラブ国際会議場	Michael Sturley (テキサス大学オースティン校教授) 他
第14回	2011/12/9	Corporate Governance: EU and Japan (共催)	東京ステーションコンファレンス 503	Matthias Schmidt-Gerdt, Policy Officer, Corporate Governance and Social Responsibility, DG Internal Market and Services, EU Commission 他
第15回	2012/3/1	統計的・計量経済学的手法と法制度	東京大学法科大学院 101 教室	齋藤卓爾 (京都産業大学准教授) 他
第16回	2012/4/25	日欧の介護保障に関する比較法的・比較制度的検討—日本の介護保険制度と欧州における民間非営利組織の活動 (共催)	東京大学法学部 4 号館 8 階会議室	Philippe SWENNEN (国際共済協会プロジェクトマネージャー) 他
第17回	2012/7/6	EU ASIA CORPORATE GOVERNANCE DIALOGUE (共催)	金融庁合同庁舎 7 号館講堂	Hans Dietmar Schweisgut, Ambassador of the European Union to Japan 他
第18回	2012/8/3	企業買収に関する会社法制及び証券法制の各国比較	東京大学弥生講堂一条ホール	Harald Baum (マックスプランク外国・国際私法研究所上級研究員) 他
第19回	2013/3/12	私的秩序に関する法学研究の可能性：ソフトロー・プロジェクトの 10 年	六本木アカデミーヒルズ 49 オーディトリウム	藤田友敬 (東京大学大学院法学政治学研究科教授) 他
GCOE ソフトローセミナー				
第1回	2008/11/5	金融・資本市場分野に関するEUの法制とEU委員会の役割		Philipp Paech (EU委員会)
第2回	2008/11/26	講師の体調不良により中止		
第3回	2008/12/4	Insights from Product Safety Regulation for Consumer Credit Regulation: Economics, Psychology and Politics		Luke Nottage (シドニー大学ロースクール准教授)
第4回	2009/2/24	International Corporate Law in Germany and Japan: Recent Developments and Main Issues		Eva Schwitter (Max Planck Institute 助教, GCOE 外国人研究員)
第5回*	2009/3/26	株式法及び公開買付法における株式の評価		Peter Mulbert (マインツ大学教授)
第6回*	2009/3/31	会社の存立を破壊する責任の法理—社員の会社に対する内部的責任—		Peter Mulbert (マインツ大学教授)
第7回*	2009/4/7	年次決算書の粉飾と会計検査士の監査 (エンロン事件後)		Peter Mulbert (マインツ大学教授)
第8回*	2009/4/14	公開買付法の近時の展開		Peter Mulbert (マインツ大学教授)
第9回*	2009/4/28	資本移動に関するEU単一市場：イントロと概観		Dr. Philipp Paech (EU委員会)
第10回	2009/5/11	The European Court of Justice and its Critics - The Judge's Role in European Integration -		Juergen Basedow (マックスプランク外国私法・国際私法研究所所長)
第11回*	2009/5/12	EU会社法 (その1)：ヨーロッパ会社と会社法の現代化		Dr. Philipp Paech (EU委員会)
第12回*	2009/5/19	EU会社法 (その2)：コーポレート・ガバナンスの向上		Dr. Philipp Paech (EU委員会)
第13回*	2009/5/26	EU資本市場法：銀行、証券市場、投資ファンドと金融サービスに関する制度		Dr. Philipp Paech (EU委員会)
第14回*	2009/6/9	金融危機：その原因と問題		Charles W. Mooney (ペンシルバニア大学ロースクール教授)
第15回*	2009/6/16	金融危機：金融商品		Charles W. Mooney (ペンシルバニア大学ロースクール教授)
第16回*	2009/6/23	統一商事法典第8編と第9編の概観 (その1)		Charles W. Mooney (ペンシルバニア大学ロースクール教授)
第17回*	2009/6/30	統一商事法典第8編と第9編の概観 (その2)		Charles W. Mooney (ペンシルバニア大学ロースクール教授)
第18回*	2009/7/7	米国破産法：チャプター 11		Charles W. Mooney (ペンシルバニア大学ロースクール教授)
第19回	2010/1/28	Thoughts on the concept of uniformity of International Trade Law		Pierre-Jean Bordahandy (南オーストラリア大学 Senior Lecturer)
第20回	2011/10/31	Resolving International Investment Disputes: From Soft to Hard Law?		Luke Nottage (シドニー大学ロースクール准教授)

* は寄付講座「国際資本市場法」セミナーと共催

GCOE 公開講座（BLC 公開講座と共催）			
第1回	2008/10/09	独占禁止法の動向－実体法・手続法の課題	村上政博（一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授、ビジネスロー・比較法政研究センター客員教授）
第2回	2008/10/30	変化する日本社会と法	但木敬一（前検事総長）
第3回	2008/11/20	土地課税の歴史と課題－地租・固定資産税・地価税－	佐藤和男（三井不動産株式会社顧問）
第4回	2008/12/11	消費者行政の新たな展開～消費者行政の一元化に向けて	川口康裕（内閣官房消費者行政一元化準備室 内閣参事官）
第5回	2009/4/23	裁判員制度への誘い―その来し方行く末―	酒井邦彦（最高検察庁総務部長・検事）
第6回	2009/5/14	スポーツ・ビジネスの成功と課題	滝鼻卓雄（読売新聞東京本社会長・読売巨人軍オーナー）
第7回	2009/6/4	通信と放送の融合法制について	中村伊知哉（慶應義塾大学大学院デジタルメディア研究科教授）
第8回	2009/7/9	雇用システムの変化のなかで労働法の基本課題を考える	菅野和夫（日本学士院会員）
第9回	2009/10/8	独占禁止法の手続に係る諸問題－審判制度、課徴金、域外適用	村上政博（一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授、ビジネスロー・比較法政研究センター客員教授）
第10回	2009/10/29	債権法改正―いま何が問題となっているのか？	内田貴（法務省経済関係民刑基本法整備推進本部参与）
第11回	2009/11/12	最近の憲法裁判と最高裁の役割	泉徳治（T M I 総合法律事務所弁護士、前最高裁判事）
第12回	2009/12/10	リスク・ファイナンスと法制度のあり方－キャプティブその他のファイナンス手法について * 公共政策大学院「公共政策セミナー」と共催	山下友信（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
第13回	2010/4/15	法人税における資本等取引と損益取引－「混合取引の法理」の提案	金子宏（東京大学名誉教授）
第14回	2010/5/27	名誉毀損関係訴訟の現状と課題	山川洋一郎（古賀総合法律事務所パートナー弁護士）
第15回	2010/6/10	会社法の今後の課題	江頭憲治郎（東京大学名誉教授、早稲田大学大学院法務研究科教授）
第16回	2010/7/15	法と経済学と、日本法	J.Mark Ramseyer（ハーバード・ロースクール教授）
第17回	2010/7/22	これからの弁護士と司法	本林徹（元日本弁護士連合会会長）
第18回	2010/9/30	民事訴訟の現状と課題	山本和彦（一橋大学大学院法学研究科教授）
第19回	2010/10/28	独占禁止法の実体法をめぐる今後の課題	村上政博（一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授、ビジネスロー・比較法政研究センター客員教授）
第20回	2010/12/9	商法と租税法の関係をめぐる事例の検討	中里実（東京大学教授）
第21回	2011/5/26	民法改正の総論的課題―債権法改正を中心に	大村敦志（東京大学教授）
第22回	2011/6/23	中国におけるコーポレート・ガバナンスとM&Aの法的側面	布井千博（一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授）
第23回	2011/7/7	地理的表示に対する商標法上の保護―エチオピアコーヒーと喜多方ラーメン両事件の接点を探る	福島栄一（西村あさひ法律事務所弁護士）
第24回	2011/10/6	法人税制の長期的かつ継続的な見直しとそれにより生ずる実務的な課題への対応	佐々木浩（税理士法人プライスウォーターハウスクーパース マネージングディレクター・税理士・前財務省主税局主税調査官）
第25回	2011/11/10	最高裁―その設立の経緯と今日的課題	泉徳治（T M I 総合法律事務所弁護士、元最高裁判事）
第26回	2011/12/1	J R 東日本の社会的使命と震災後の経営	清野智（東日本旅客鉄道株式会社代表取締役社長）
第27回	2012/3/1	「会社法制の見直しに関する中間試案」の基本的論点	落合誠一（東京大学名誉教授・中央大学法科大学院教授・西村高等法務研究所所長）
第28回	2012/5/17	税務行政に関する国際会議の現場から	伏屋和彦（元国税庁長官・元会計検査院長）
第29回	2012/5/24	“ユーロ”をめぐる問題についての法的側面を含めた考察	杉本和行（TMI 総合法律事務所弁護士・元財務事務次官）
第30回	2012/7/5	会社法制の諸問題と会社法学のあり方	草野耕一（西村あさひ法律事務所代表パートナー弁護士）
第31回	2012/8/23	韓国の司法制度の発展－刑事訴訟法を中心に－	呉旭煥（ソウル地方弁護士会会長）

部門別研究会

ソフトロー基礎理論研究会				
第1回	2008/11/6	メディア・コンテンツの多様性とメディア所有に関する公的規制—ヨーロッパにおける論争の検証—	河島伸子（同志社大学経済学部教授）	
第2回	2009/3/2	下請法ガイドライン策定の意味——誰が、何のためにソフトローを作るのか——	小塚莊一郎（上智大学法科大学院教授）	
第3回	2009/3/11	行動科学と法	Iain Ramsay（英ケント大学教授、元国際消費者法学会会長） 坂上雅道（玉川大学脳科学研究所教授）	
第4回	2009/4/21	Some “revisionist” views of Roman money and banking（「ローマの金融システムとその社会的基盤」と共催）	Jean Andreau（パリ EHESS 教授）	
第5回	2010/1/20	わが国における私的整理（裁判外倒産処理）に関する一考察：「私的整理ガイドライン」、ソフトローの観点を手がかりとして	山本慶子（日本銀行金融研究所・GCOE 特任研究員）	
第6回	2011/2/4	外交と国際法の接点（主催：科研プロジェクト「国際紛争解決制度の比較分析」）	鈴木基史（京都大学公共政策大学院教授）他	
第7回	2011/3/10	新たな国際条約のもとでの国際的な海上物品運送実務について（第1回）	藤田友敬（東京大学教授）他	
第8回	2011/3/25	新たな国際条約のもとでの国際的な海上物品運送実務について（第2回）	藤田友敬（東京大学教授）他	
第9回	2011/4/12	新たな国際条約のもとでの国際的な海上物品運送実務について（第3回）	藤田友敬（東京大学教授）他	
第10回	2011/4/28	新たな国際条約のもとでの国際的な海上物品運送実務について（第4回）	藤田友敬（東京大学教授）他	
第11回	2011/5/30	「法と経済学」の考え方—損害賠償法を素材として—	廣瀬久和（青山学院大学教授）	
第12回	2011/9/30	裁判における計量経済学的手法の活用：近時の会社関係訴訟から	藤田友敬（東京大学教授）	
第13回	2011/12/8	社外取締役導入の決定要因とその効果に関する実証研究	齋藤卓爾（京都産業大学経済学部准教授）	
第14回	2013/2/5	ソフトローとしてのインターネットサイト運用ルール	海老原明夫（東京大学教授） 兼平麻渚生（東京大学大学院法学政治学研究科博士課程）	
経済法研究会				
第1回	2008/9/18	マリノホース事件（日本事例）		
第2回	2008/9/30	Twonbly 判決（欧米事例）		
第3回	2008/12/4	Rambus v. FTC（欧米事例）		
第4回	2009/1/22	緑資源機構事件（日本事例）		
第5回	2009/2/17	米国 DC サーキット FTC v. Whole Foods Market, Inc.（欧米事例）		
第6回	2009/4/16	第一興商審決（日本事例）		
第7回	2009/5/13	Omnicare v. UnitedHealth Group（欧米事例）		
第8回	2009/7/16	Ciprofloxacin Hydrochloride (CAFC) 事件（欧米事例）		
第9回	2009/9/10	American Needle v. NFL（欧米事例）		
第10回	2009/10/29	港町管理平成21年10月2日東京高裁判決（日本事例）		
第11回	2009/12/10	Cardiff Bus 事件（欧米事例）		
第12回	2010/1/28	キリンググループと協和発酵グループの資本提携について（日本事例）		
第13回	2010/2/23	米国 FTC の N-Data 事件（欧米事例）		
第14回	2010/5/17	米国 FTC の Transitions Optical 事件（欧米事例）		
第15回	2010/7/6	Akzo Nobel NV and others v Commission（欧米事例）		
第16回	2010/10/18	Kraft Food による Cadbury の買収計画につき、欧州委員会が条件付きで承認した事例（2010年1月6日）（欧米事例）		
第17回	2011/1/19	米国の Rambus 事件控訴審判決（欧米事例）		
第18回	2011/4/14	Tomra Systems ASA et al. V Commission（欧米事例）		
第19回	2011/6/16	FTC v. Lundbeck（欧米事例）		
第20回	2011/10/13	TeliaSonera 判決（欧米事例）		
第21回	2011/12/15	Foreign Trade Antitrust Improvements Act (“FTAIA”)に関する判決（Minn-chem v. Agrium）（欧米事例）		
第22回	2012/2/21	Gas Insulated Switchgear 事件欧州一般裁判所判決（欧米事例）		
第23回	2012/4/26	NYSE Euronext とドイツ証券取引所グループの統合（断念）（欧米事例）		
第24回	2012/7/25	マージンスクイズに関する最近の事例（欧米事例）		
第25回	2012/10/18	U.S. v. Apple, Inc., et al.（欧米事例）		
第26回	2013/1/24	米国独禁法の国際的適用範囲－近時の動向－（欧米事例）		

租税法ワークショップ			
第1回	2008/11/5	国外ファンドの代理人P E問題に関する金融庁公表の解釈指針の背景と意義	宮崎裕子（長島・大野・常松法律事務所弁護士）
第2回	2008/12/2	Fringe Benefit 通達など	増井良啓（東京大学大学院法学政治学研究科教授）他
第3回	2009/1/21	海外子会社からの配当についての益金不算入制度	青山慶二（筑波大学教授）
第4回	2009/2/10	US Federal Tax Law and National Funding for the Arts	Micah Burch (Acting Assistant Professor of Tax Law NYU School of Law)
第5回	2009/5/19	問題 137—利益積立金額が負値になる—	増井良啓（東京大学大学院法学政治学研究科教授）他
第6回	2009/6/30	経済犯罪の国際的規制—国際法学からの一考察	山内由梨佳（東京大学大学院法学政治学研究科）
第7回	2009/7/14	信託とP E	矢向孝子（Jones & Day 法律事務所弁護士）
第8回	2009/9/16	Just harmonization	Tsilly Dagan (Bar Ilan University Law School, Israel, Senior Lecturer)
第9回	2009/9/25	M&A における最近の税務上の問題点	内海英博（TMI 総合法律事務所弁護士）
第10回	2009/10/21	戦後期における地方税制の変遷と大都市税制	高井正（財団法人東京市政調査会主任研究員）
第11回	2009/12/19	減価償却資産の人的帰属—リース税制を素材として	田中啓之（東京大学法曹養成専攻）
第12回	2009/12/19	法人税の抜本的改革は必要か	二本康晴（東京大学法曹養成専攻）
第13回	2010/1/13	地方財政論入門をめぐって	佐藤主光（一橋大学大学院経済学研究科教授）
第14回	2010/7/14	課税プロセスにおける情報提出義務と納税義務	渡辺智之（一橋大学経済学部教授）
第15回	2010/7/21	貧困と税法	高橋祐介（名古屋大学教授）
第16回	2010/12/8	電子商取引をめぐる課税問題について	小迫由衣（東京大学法曹養成専攻）
第17回	2011/4/25	相続税法における「租税法と私法」	宮崎裕子（長島・大野・常松法律事務所弁護士）
第18回	2011/7/4	全世界所得課税確保のための海外金融資産・所得の把握手法—米国の適格仲介人（QI）レジーム・FATCA レジームの展開—	田中良（アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士）
第19回	2011/7/26	Violeta Ruiz Almendral, An Ever Distant Union: The Cross-Border Loss Relief Conundrum in EU Law (2010) 38 Intertax 476	吉村政徳（横浜国立大学准教授）
第20回	2011/8/2	HM Treasury and HMRC, Consultation on Controlled Foreign Companies (CFC) reform: detailed proposals (30 June 2011)	藤谷武史（北海道大学准教授）
第21回	2011/9/2	Mayo 判決と租税法における制定法の解釈—法解釈自体の「ソフト・ロー」としての機能？	渕圭吾（学習院大学教授）
第22回	2011/11/21	震災後の財政・税制を考える	佐藤主光（一橋大学経済学研究科教授）
第23回	2011/12/17	クロスボーダー電子商取引の課税：日本の消費税法の適用と外国立法例	ウドムスワンナクン・パヌパン（東京大学総合法政専攻）
第24回	2011/12/17	相続税法と遡及効	長戸貴之（東京大学法曹養成専攻）
第25回	2012/6/13	International Group Taxation	Philippe Malherbe(Liedekerke 法律事務所弁護士)
社会法とソフトロー研究会			
第1回	2008/12/12	New developments in retirement age in France	Julien Mouret（ボルドー大学、GCOE 外国人研究員）
第2回	2009/2/6	The evolution of Polish social law and its crucial problems in the European context	Anna Musiala（Adam Mickiewicz University、GCOE 外国人研究員）
第3回	2009/4/15	The New Australian Labour Law system - comparisons with and relevance for Japan	Louise Floyd（James Cook University）
第4回	2009/4/22	Economic crisis and labour market policy	Van der Heijden（ライデン大学学長）
第5回	2009/5/22	Adjudication and Mediation: Integration or Separation? Labor Dispute Resolution in Israel and Japan	Ben-sade Wered（ハイファ大学、GCOE 外国人研究員）
第6回	2009/7/3	中国労働契約法の制定・施行とそのインパクト	常凱（中国人民大学労働人事学院・東京大学社会科学研究所客員教授）
第7回	2010/5/21	Main Features Estonian Labour Law	Merle Muda（タルトゥ大学准教授、GCOE 外国人研究員）
第8回	2010/11/12	Social Security and Constitutional Adjudication in the Republic of Korea	金福基（韓国・憲法裁判所憲法研究官、法学博士）
第9回	2010/11/26	The law of August 20 2008, the last step toward renewing trade unions representativity	Julien Mouret（ボルドー大学、GCOE 外国人研究員）
第10回	2011/11/25	New Developments in Australian Labour Law - QANTAS; the Demise of Prime Minister Rudd and Beyond	Louise Floyd (Senior Lecturer, James Cook University, Australia)
第11回	2012/2/24	労働の多様化と労働法の役割	Antoine Lyon-Caen（パリ西ナンテール・ラデファンス大学教授・前フランス労働法社会保障学会会長）
第12回	2012/11/13	Aktuelle Entwicklungen im deutschen Arbeitsrecht im Rechtsvergleich mit anderen europaischen Staaten	Martin Henssler（ケルン大学法学部教授・ドイツ法曹会議会長）
第13回	2013/2/15	賃金変更問題における合意原則と合理的変更法理—欧米・韓国・日本の比較法的考察	朴孝淑（GCOE 特任研究員）
第14回	2013/2/20	台湾労働契約法の改正作業と課題（財団法人労働問題リサーチセンターと共催）	王能君（国立台湾大学法律学院専任助理教授）

市場取引ソフトロー研究会			
第1回	2008/8/18	企業価値研究会報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」について	神田秀樹（東京大学大学院法学政治学研究科教授）他
第2回	2008/12/11	委任状勧誘をめぐる法的問題	神田秀樹（東京大学大学院法学政治学研究科教授）他
第3回	2009/5/12	高齢社会における信託の活用ーリバースモーゲージと商事信託	折原誠（社団法人信託協会上席専門役・GCOE 特任教授）
第4回	2009/7/23	低炭素社会における信託の活用ー排出権の信託	折原誠（社団法人信託協会上席専門役・GCOE 特任教授） 相幸子（三菱UFJ信託銀行フロンティア戦略企画部環境室長） 鈴木秀昭（三菱UFJ信託銀行コンプライアンス統括部法務室主任調査役）
第5回	2009/12/16	預金の不正払戻しに関する個人預金者と銀行との間の損失分担ルールについてーハードローとソフトローの協働	大川昌男（日本銀行政策委員会室法務統括担当、担当総括兼参事役・GCOE 特任研究員）
第6回	2009/12/21	株式・派生商品取引の清算・決済に関するルールについて	木下卓三（株式会社東京証券取引所経営企画部・元GCOE 特任研究員）
第7回	2010/1/15	公開買付及びM & A法制の基礎的検討	宮下央（金融庁）他
第8回	2010/7/22	受益証券発行信託の活用について	星治（三菱UFJ信託銀行フロンティア戦略企画部統括マネージャー）
第9回	2010/9/1	ローンのセキュリティトラスト その現状と課題	松本勇（みずほ信託銀行ストラクチャードプロダクツ企画部ストラクチャードプロダクツ室室長）
第10回	2012/1/12	会社法制の見直しに関する中間試案について	藤田友敬（東京大学大学院法学政治学研究科教授）他
第11回	2012/5/14	フランスの資本市場法制と課題	Jacques Buhart (McDermott Will & Emery 弁護士)
第12回	2012/5/28	アメリカの役員報酬規制	Robert Jackson (Columbia Law School 教授)
知的財産法研究会			
第1回	2009/3/13	先使用権に基づく通常実施権の範囲：先使用物件が技術的範囲外の場合を含めて	美勢克彦（松本・美勢・秋山法律特許事務所弁護士）
第2回	2010/3/3	著作権の間接侵害（1）〔総論〕ー特許権の間接侵害との対比を含めてー * 東京大学著作権法等研究会と共催	大淵哲也（東京大学大学院法学政治学研究科教授）



第7回シンポジウム「企業買収と法」（2010年6月18日）



第15回シンポジウム「統計的・計量経済学的手法と法制度」（2012年3月1日）

グローバル COE 提供科目

2008 年度 冬学期		2011 年度 夏学期	
荒木尚志	労働法の現代的課題、比較労働法演習	岩原紳作	会社法研究
飯田敬輔	国際政治経済の諸問題	岩村正彦・荒木尚志	労働判例研究（通年）
岩村正彦・島崎謙治	社会保障法特殊研究	岩村正彦	社会保障法判例の研究、現代フランス社会保障法
太田勝造・草野耕一	法と経済学	大崎貞和	金融商品取引法
神田秀樹	会社法の諸問題	大淵哲也	知的財産法関係重要判例研究（通年）
神作裕之	信託法演習	神田秀樹	グローバル証券市場法 1
白石忠志	独禁法資料の読解と討論	神作裕之	比較証券市場法 1
ダニエル・フット	マスメディアと法、国際契約交渉	中窪裕也	アメリカ労働法研究
田中亘	コーポレートガバナンスと会社法	中里実	租税法の経済分析、租税法と私法
中窪裕也	アメリカ労働法研究	畑瑞穂	民事手続法の諸問題
中田裕康	非営利法人・団体の私法的問題	藤田友敬	会社法の研究
畑瑞穂	民事訴訟法の諸問題	ダニエル・フット	法のパースペクティブ
樋口範雄＝神田秀樹	信託法	増井良啓	租税法事例研究
樋口範雄・児玉安司	医事法	2011 年度 冬学期	
藤田友敬	会社法の研究	荒木尚志	比較労働法研究
増井良啓	グローバル経済における税制	飯田敬輔	国際政治経済の諸問題
宮廻美明	企業経営の法務	岩村正彦・島崎謙治	社会保障法政策
2009 年度 夏学期		大崎貞和	金融商品取引法 グローバル証券市場法 2
荒木尚志・岩村正彦	労働判例研究（通年）	白石忠志	独禁法資料研究
岩村正彦	フランス社会保障法研究、社会保障法最新判例研究	ダニエル・フット	国際契約交渉
神田秀樹	会社法・資本市場法の国際比較	樋口範雄・神田秀樹・折原誠	信託法
田中亘	法の経済分析	増井良啓	政府間財政関係
中窪裕也	アメリカ労働法研究	森田宏樹	フランス民法研究
中里実・中林伸一	租税政策と金融	2012 年度 夏学期	
中谷和弘・野口元郎	国際法の理論と実践	荒木尚志・岩村正彦	労働法判例研究（通年）
樋口範雄・児玉安司	医事法	岩村正彦	社会保障法判例の研究、現代フランス社会保障法
藤田友敬	会社法の研究	大淵哲也	知的財産法関係重要判例研究（通年）
2009 年度 冬学期		柿嶋美子・浅香吉幹	現代アメリカ法
荒木尚志	労働法の現代的課題、比較労働法演習	神作裕之	比較証券市場法
飯田敬輔	国際政治経済の諸問題	神田秀樹	グローバル証券市場法 1
石川博康	契約法基礎文献講読	白石忠志	競争法文献講読
岩村正彦・島崎謙治	社会保障法政策	中田裕康	担保物権総則の検討
大淵哲也	知的財産法重要判例研究	中窪裕也	アメリカ労働法研究
神作裕之	会社法とコーポレート・ガバナンス	中里実	法とファイナンス
樋口範雄・神作裕之	商事信託法の諸問題	中里実・長谷川浩一	租税法と財政法の経済分析
樋口範雄＝神田秀樹＝折原誠	信託法	畑瑞穂	民事訴訟法の諸問題
白石忠志	経済法資料分析	藤田友敬	会社法の基礎理論に関する近時の文献講読
畑瑞穂	民事訴訟法の諸問題	ダニエル・フット	Perspectives on Law
森田修＝松村敏弘＝藤田友敬	法と経済学	増井良啓	租税倫理（tax ethics）の事例研究
増井良啓	地方財政・租税論	山本隆司	行政法課題研究
宮廻美明	企業経営の法務	2012 年度 冬学期	
2010 年度 夏学期		浅香吉幹	合衆国最高裁判所の歴史
荒木尚志・岩村正彦	労働判例研究（通年）	荒木尚志	比較労働法研究
岩村正彦	社会保障法判例研究、フランス社会保障法の現代的展開	飯田敬輔	国際政治経済の諸問題
中窪裕也	アメリカ労働法研究	石川博康	契約法基礎文献講読
樋口範雄・児玉安司	医事法	岩原紳作	金融法研究
2010 年度 冬学期		岩村正彦・島崎謙治	社会保障法政策
荒木尚志	比較労働法演習	河上正二	民法演習（医事法）
飯田敬輔	国際政治経済の諸問題	神作裕之	商事信託法の研究
石川博康	契約法基礎文献講読	神田秀樹・神作裕之	金融法
岩村正彦・島崎謙治	社会保障法政策	後藤元	会社法研究
神作裕之	会社法の諸問題	田中亘	法と経済学
神田秀樹	会社法制の諸問題	樋口範雄・神田秀樹・折原誠	信託法
白石忠志	独禁法資料分析	ダニエル・フット	マスメディアと法
畑瑞穂	民事訴訟法の諸問題	増井良啓	地方財政・租税論
樋口範雄・神田秀樹・折原誠	信託法	山下友信	会社法判例研究

GCOE 海外派遣プログラム

2008 年度				
鶴殿寛岳	法曹養成専攻修了	Clifford Chance 法律事務所	ロンドン・東京	2008年8月2日～25日
横田明美	総合法政専攻博士課程	中央労働委員会	東京	2009年2月9日～3月9日
2009 年度				
山内由梨佳	総合法政専攻博士課程	マックスプランク国際法外国法研究所	ハイデルブルク	2010年1月30日～2月26日
江崎元紀	法曹養成専攻修了	IBFD International Tax Academy 租税法セミナー	アムステルダム	2009年9月19日～29日
津田顕一郎	法曹養成専攻修了	Clifford Chance 法律事務所	ロンドン・東京	2009年7月27日～8月24日
石田幹人	法曹養成専攻修了	Clifford Chance 法律事務所	ロンドン・東京	2009年7月27日～8月24日
渡貫昭太	法曹養成専攻修了	デラウェア州最高裁判所	ウィルミントン	2009年7月11日～8月2日
高畑桂花	法曹養成専攻修了	ドイツ銀行	フランクフルト	2009年7月9日～8月10日
松本渉	法曹養成専攻修了	Davis Polk 法律事務所	ニューヨーク	2009年6月27日～7月28日
田中伸弘	法曹養成専攻修了	Herbert Smith 法律事務所	パリ	2009年6月17日～7月12日
堤雄史	法曹養成専攻修了	EU 委員会	ブリュッセル	2009年6月3日～7月1日
今仲翔	法曹養成専攻修了	EU 委員会	ブリュッセル	2009年6月1日～30日
2010 年度				
工藤良平	法曹養成専攻修了	Clifford Chance 法律事務所	ロンドン・東京	2010年7月26日～8月24日
丸山沙織	法曹養成専攻修了	Clifford Chance 法律事務所	ロンドン・東京	2010年7月26日～8月22日
杉基弘	法曹養成専攻修了	デラウェア州最高裁判所	ウィルミントン	2010年7月10日～8月2日
木村卓	法曹養成専攻修了	ドイツ銀行	フランクフルト	2010年7月5日～8月9日
八城弘憲	法曹養成専攻修了	Davis Polk 法律事務所	ニューヨーク	2010年7月4日～8月3日
羽深宏樹	法曹養成専攻修了	Herbert Smith 法律事務所	パリ	2010年7月5日～7月30日
中村崇志	法曹養成専攻修了	Herbert Smith 法律事務所	ブリュッセル	2010年7月5日～7月23日
行岡陸彦	法曹養成専攻修了	IMF	ワシントン	2010年7月17日～8月16日
池田暁子	法曹養成専攻修了	Lenz & Staehelin 法律事務所	ジュネーブ	2010年7月9日～8月4日
玉手史子	法曹養成専攻修了	Kim & Chang 法律事務所	ソウル	2010年6月5日～6月30日
内山慎子	法曹養成専攻修了	Linklaters 法律事務所・国際法協会総会・Arendt and Medernach 法律事務所	ブリュッセル・ハーグ・ルクセンブルク	2010年8月8日～8月27日
放上鳩子	法曹養成専攻修了	ハーグ国際私法会議	ハーグ	2010年6月15日～9月12日
2011 年度				
石塚翔太郎	法曹養成専攻修了	ハーグ国際私法会議	ハーグ	2011年6月20日～9月9日
飯塚啓	法曹養成専攻修了	デラウェア州最高裁判所	ウィルミントン	2011年7月11日～7月29日
小迫由衣	法曹養成専攻修了	IMF	ワシントン	2011年7月7日～7月29日
石井順也	法曹養成専攻修了	Clifford Chance 法律事務所	ロンドン・東京	2011年6月20日～24日（東京） 8月1日～19日（ロンドン）
高島万梨子	法曹養成専攻修了	Clifford Chance 法律事務所	ロンドン・東京	2011年7月25日～29日（東京） 8月1日～8月19日（ロンドン）
玉城ちひろ	法曹養成専攻修了	Reed Smith 法律事務所	ロンドン	2011年7月10日～8月8日
内田慶子	法曹養成専攻修了	Freshfields Bruckhaus Deringer 法律事務所	ロンドン	2011年7月25日～8月12日
根本拓	法曹養成専攻修了	Freshfields Bruckhaus Deringer 法律事務所	パリ	2011年7月4日～7月29日
服部有紀	法曹養成専攻修了	McDermott Will & Emery 法律事務所	パリ	2011年7月11日～7月29日
米田恵梨乃	法曹養成専攻修了	McDermott Will & Emery 法律事務所	ブリュッセル	2011年7月7日～7月29日
畠山佑介	法曹養成専攻修了	Herbert Smith 法律事務所	ブリュッセル	2011年7月4日～7月29日
嶋村尚子	法曹養成専攻修了	Lenz & Staehelin 法律事務所	ジュネーブ	2011年7月11日～7月29日
木澤愛子	法曹養成専攻修了	Freshfields Bruckhaus Deringer 法律事務所	ハンブルク	2011年7月18日～8月12日
大橋純也	法曹養成専攻修了	Freshfields Bruckhaus Delinger 法律事務所	ニューヨーク	2011年7月16日～8月13日
橋本純一	法曹養成専攻修了	Holland & Knight 法律事務所	ニューヨーク	2011年7月5日～7月29日
野中佐和子	法曹養成専攻修了	Davis Polk & Wardwell 法律事務所	ニューヨーク	2011年7月5日～7月22日
2012 年度（派遣生によるレポートが本誌 20 頁以降に掲載されています）				
波多野綾子	法曹養成専攻修了	ハーグ国際私法会議	ハーグ	2012年7月1日～9月2日
久保圭吾	法曹養成専攻修了	デラウェア州最高裁判所	ウィルミントン	2012年6月15日～7月23日
矢野麻美子	法曹養成専攻修了	IMF	ワシントン	2012年7月28日～8月31日
原田真紀子	法曹養成専攻修了	ドイツ銀行	フランクフルト	2012年7月28日～9月4日
中村綾子	法曹養成専攻修了	Clifford Chance 法律事務所	ロンドン・東京	2012年6月11日～15日（東京） 6月16日～7月12日（ロンドン）
畑江智	法曹養成専攻修了	Reed Smith 法律事務所	ロンドン	2012年6月30日～7月30日
福田剛	法曹養成専攻修了	McDermott Will & Emery 法律事務所	パリ	2012年6月15日～7月13日
大島惇至	法曹養成専攻修了	McDermott Will & Emery 法律事務所	ブリュッセル	2012年6月13日～7月23日
岩間郁乃	法曹養成専攻修了	Herbert Smith 法律事務所	ブリュッセル	2012年7月11日～8月21日
笠間周子	法曹養成専攻修了	Freshfields Bruckhaus Delinger 法律事務所	ニューヨーク	2012年6月24日～7月22日
廣田雅亮	法曹養成専攻修了	Davis Polk & Wardwell 法律事務所	ニューヨーク	2012年6月29日～8月1日

海外からの来訪者

2008 年度			
Jinsu Yune	ソウル大学校法科大学教授	2008/9/18-20	第 1 回シンポジウム “Changing Society and the Role of Law” への出席
Kuk Cho	ソウル大学校法科大学教授	2008/9/18-20	第 1 回シンポジウム “Changing Society and the Role of Law” への出席
Konsik Kim	ソウル大学校法科大学長	2008/9/18-20	第 1 回シンポジウム “Changing Society and the Role of Law” への出席
Guimei Bai	北京大学法学院教授	2008/9/18-20	第 1 回シンポジウム “Changing Society and the Role of Law” への出席
Genlin Liang	北京大学法学院教授	2008/9/18-20	第 1 回シンポジウム “Changing Society and the Role of Law” への出席
Suli Zhu	北京大学法学院長	2008/9/18-20	第 1 回シンポジウム “Changing Society and the Role of Law” への出席
Philipp Paech	EU 委員会	2008/11/4	第 1 回 GCOE ソフトローセミナーでの講演「金融・資本市場分野に関する E U の法制と E U 委員会の役割」
Julien Mouret	ボルドー大学博士課程	2008/11/17-12/12	GCOE 外国人研究員として、日仏労働法研究に従事
Luke Nottage	シドニー大学ロースクール准教授	2008/12/5	第 3 回 GCOE ソフトローセミナーでの講演 “Insights from Product Safety Regulation for Consumer Credit Regulation: Economics, Psychology and Politics”
Jack B. Jacobs	デラウェア州最高裁判所裁判官	2008/12/12	第 2 回シンポジウム “Hostile Takeovers and Defenses--- Implications from Delaware Law” への出席
Curtis J. Milhaupt	コロンビア大学ロースクール教授	2008/12/12	第 2 回シンポジウム “Hostile Takeovers and Defenses--- Implications from Delaware Law” への出席
Eva Schwitter	Max Planck Institute 助教	2009/1/1-2/27	GCOE 外国人研究員として、日本における会社法制および国際私法に関する調査・研究に従事
Anna Musiala	Adam Mickiewicz University 講師	2009/1/26-2/22	GCOE 外国人研究員として、日本における労働法に関する調査・研究に従事
Micah Burch	Acting Assistant Professor of Tax Law NYU School of Law	2009/2/10	第 4 回租税法ワークショップでの講演 “US Federal Tax Law and National Funding for the Arts”
Iain Ramsay	University of Kent 教授	2009/3/11	第 3 回ソフトロー理論研究会での講演 “Behavioural Economics and Consumer Policy”
Peter Mulbert	University of Mainz 教授	2009/3/26, 3/31	第 5 回・第 6 回 GCOE ソフトローセミナーでの講演 “Anteilsbewertung im Aktien- und Uebnahmeherecht” “Existenzvernichtungshaftung - Binnenhaftung der Gesellschafter gegenüber ihrer Gesellschaft”
2009 年度			
Peter Mulbert	University of Mainz 教授	2009/4/7, 4/14	第 7 回・第 8 回 GCOE ソフトローセミナーでの講演 “Verschaerfungen beim Jahresabschluss und der Abschlusspruefung(Post-Enron)” “Aktuelle Entwicklungen im Uebnahmeherecht”
Louise Floyd	James Cook University	2009/4/15	第 3 回社会法とソフトロー研究会での講演 “The New Australian Labour Law system - comparisons with and relevance for Japan”
Jean Andreau	EHESS 教授	2009/4/21	第 4 回ソフトロー理論研究会での講演 “Some “revisionist” views of Roman money and banking”
Van der Heijden	ライデン大学学長	2009/4/22	第 4 回社会法とソフトロー研究会での講演 “Economic crisis and labour market policy”
Philipp Paech	EU 委員会	2009/4/28, 5/12, 5/19, 5/26	GCOE ソフトローセミナーでの講演 第 9 回 “The EU Single Market for Capital: Free movement of capital, harmonised financial services and alignment of company law -Introduction / Overview-” 第 11 回 “EU Company Law I: The “European Company” and general modernisation of company law” 第 12 回 “EU Company Law II: The enhancement of corporate governance” 第 13 回 “EU Financial Services Law :Banking, securities market, investment funds and financial services infrastructure”

Juergen Basedow	Max Planck 外国私法・国際私法研究所所長	2009/5/11	第10回 GCOE ソフトローセミナーでの講演 “The European Court of Justice and its Critics - The Judge's Role in European Integration -”
Wereld Ben-Sade	Haifa University	2009/5/14-5/27	GCOE 外国人研究員として、労働紛争処理制度の比較研究に従事
Julien Mouret	ボルドー大学博士課程	2009/5/22-6/21	GCOE 外国人研究員として、日仏労働法研究に従事
常凱	中国人民大学労働人事学院教授、東京大学社会科学研究所客員教授	2009/7/3	第6回社会法とソフトロー研究会での講演「中国労働契約法の制定・施行とそのインパクト」
Charles W. Mooney	ペンシルバニア大学ロースクール教授	2009/6/9, 6/16, 6/23, 6/30, 7/7	GCOE ソフトローセミナーでの講演 第14回 “Financial Crisis: Origins and Problems” 第15回 “Financial Crisis: Products” 第16回 “Overview: UCC Articles 8 and 9 - I” 第17回 “Overview: UCC Articles 8 and 9 - II” 第18回 “U.S. Bankruptcy: Chapter 11”
Edward B. Rock	ペンシルバニア大学ロースクール教授	2009/8/5	第5回シンポジウム「企業買収と現代会社法における主要問題」でのコメント
Jacques Buhart	ハーバートスミス法律事務所パリ 弁護士	2009/8/5	第5回シンポジウム「企業買収と現代会社法における主要問題」での講演 “The new role of the board of directors in hostile takeovers in France and other European countries under the European takeover directive”
Paul Davies	ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス 法学部教授	2009/8/5	第5回シンポジウム「企業買収と現代会社法における主要問題」での講演 “Sticking with a shareholder-centred approach”
Reinier Kraakman	ハーバード・ロースクール教授	2009/8/5	第5回シンポジウム「企業買収と現代会社法における主要問題」での講演 “Hostile takeovers and the future of the board-centered model of corporate governance”
Tsilly Dagan	イスラエル Bar Ilan 大学ロー・スクール シニアレクチャー	2009/9/16	第8回租税法ワークショップでの講演 “Just harmonization”
2010 年度			
Merle Muda	タルトゥ大学准教授	2010/5/3-5/27	GCOE 外国人研究員として、日本における労働者概念を中心とした労働法制・社会保障法制に関する調査研究に従事
Ronald J. Gilson	コロンビア大学ロースクール教授	2010/6/18	第7回シンポジウム「企業買収と法」でのコメント
郭盛	北京大学法学院准教授	2010/6/18	第7回シンポジウム「企業買収と法」での講演 “Some New Developments in Chinese M&A: Rules and Practice”
Jeffrey N. Gordon	コロンビア大学ロースクール教授	2010/6/18	第7回シンポジウム「企業買収と法」での講演 “Legal and Structural Barriers to M&A Around the World: An Empirical Assessment”
Curtis J. Milhaupt	コロンビア大学ロースクール教授	2010/6/18	第7回シンポジウム「企業買収と法」での講演 “A Comparative Analysis of Hostile Takeovers in the U.S., UK and Japan (With Implications for Emerging Markets)”
Jack B. Jacobs	デラウェア州最高裁判所判事	2010/6/18	第7回シンポジウム「企業買収と法」での講演 “A Comparative Analysis of Hostile Takeovers in the U.S., UK and Japan (With Implications for Emerging Markets)”
John Armour	オックスフォード大学教授	2010/6/18	第7回シンポジウム「企業買収と法」での講演 “A Comparative Analysis of Hostile Takeovers in the U.S., UK and Japan (With Implications for Emerging Markets)”
Veronica Taylor	オーストラリア国立大学アジア太平洋カレッジ教授、ワシントン大学 ロースクール客員教授	2010/8/4	第8回シンポジウム「アメリカ法の現代的課題」での講演「アメリカ法の輸出：中国からの教訓」
Christopher H. Hanna	サザンメソジスト大学ロースクール教授	2010/8/4	第8回シンポジウム「アメリカ法の現代的課題」での講演「アメリカにおけるタックスプランニングの将来」
Charles W. Mooney	ペンシルバニア大学ロースクール教授	2010/8/4	第8回シンポジウム「アメリカ法の現代的課題」での講演「銀行以外の大手金融機関の破綻処理」

Joseph L. Hoffmann	インディアナ大学ロースクール教授	2010/8/4	第8回シンポジウム「アメリカ法の現代的課題」での講演「詐欺罪に関するアメリカ法の最近の展開」
Julien Mouret	ボルドー大学博士課程	2010/11/6-11/28	GCOE 外国人研究員として、日仏労働法研究に従事
金福基	韓国・憲法裁判所憲法研究官、法学博士	2010/11/12	第8回社会法とソフトロー研究会での講演“Social Security and Constitutional Adjudication in the Republic of Korea”
Pierre-Jean Bordahandy	南オーストラリア大学専任講師	2011/1/28	第19回ソフトローセミナーでの講演“Thoughts on the concept of uniformity of International Trade Law”
Charles W. Mooney	ペンシルバニア大学ロースクール教授	2011/3/11	第10回シンポジウムでのコメント
Jay L. Westbrook	テキサス大学ロースクール教授	2011/3/11	第10回シンポジウムでのコメント
Bruce A. Markell	アメリカ連邦破産裁判所裁判官	2011/3/11	第10回シンポジウムでの講演“International Cooperation Between Courts in Cross Border Insolvencies”
2011 年度			
Michael P. A. Cohen	Paul Hastings Washington D.C. パートナー	2011/8/4	第11回シンポジウムでの講演“Global Competition Law: Really? Why?”
Harry First	ニューヨーク大学ロースクール教授	2011/8/4	第11回シンポジウムでの講演“Microsoft and the Globalization of Antitrust”
Andreas Fuchs	オスナブリュック大学教授	2011/8/4	第11回シンポジウムでの講演“The Transatlantic Gap in Price Squeeze Cases: Linkline Communications, Inc. v. Deutsche Telekom, TeliaSonera et al.”
Jacques Buhart	McDermott Will & Emery Paris and Brussels パートナー	2011/8/4	第11回シンポジウムでの講演“Recent developments in EU competition rules”
Hyeok Joon Rho	ソウル大学法学部准教授	2011/9/16	第12回シンポジウムでのコメント
Bong Eui Lee	ソウル大学法学部教授	2011/9/16	第12回シンポジウムでの講演“Recent Developments of Consumer Law in Korea”
Sang Won Lee	ソウル大学法学部教授	2011/9/16	第12回シンポジウムでの講演“Trust and Confidence in the Judiciary: The Role of the Jury System”
Ki Jeong Han	ソウル大学法学部副学部長・教授	2011/9/16	第12回シンポジウムでのコメント
Jong Sup Chong	ソウル大学法学部学部長・教授	2011/9/16	第12回シンポジウムでのコメント
Ming Yang	北京大学法学院准教授	2011/9/16	第12回シンポジウムでの講演“The Legal Protection of Consumers: Interests in the Electronic Commerce”
Jun Xue	北京大学法学院准教授	2011/9/16	第12回シンポジウムでの講演“The Legislation of Consumer Law in the Framework of Chinese Civil Law Codification”
Jinping Jin	北京大学法学院准教授	2011/9/16	第12回シンポジウムでの講演“Food safety and consumer protection in China”
Jiancheng Wang	北京大学法学院副院長・教授	2011/9/16	第12回シンポジウムでの講演“On the Theoretical Basis for Plea Bargaining System”
Luke Nottage	シドニー大学ロースクール准教授	2011/10/31	第20回GCOEソフトローセミナーでの講演“Resolving International Investment Disputes: From Soft to Hard Law?”
Gertjan Van der Ziel	エラスムス大学教授	2011/11/21-22	第13回シンポジウムでの講演“Delivery of the Goods”
Dihuang Song	Wang Jing & Co. パートナー	2011/11/21-22	第13回シンポジウムでの講演“The Right of Control and Transfer of Rights”
Stephen Girvin	シンガポール国立大学教授	2011/11/21-22	第13回シンポジウムでの講演“Transport Documents and Electronic Transport Records”

In Hyeon Kim	高麗大学ロースクール教授	2011/11/21-22	第13回シンポジウムでの講演 “Obligation and Liabilities of the Shipper”
Hannu Honka	Åbo Akademi 大学教授	2011/11/21-22	第13回シンポジウムでの講演 “Obligation and Liabilities of the Carrier”
Michael Sturley	テキサス大学オースティン校教授	2011/11/21-22	第13回シンポジウムでの講演 “Scope of Application and Freedom of Contract”
Rafael Illescas	マドリッド・カルロス3世大学教授	2011/11/21-22	第13回シンポジウムでの講演 “Basic Elements and Features of the Rotterdam Rules”
Stuart Beare	英国海法会副会長	2011/11/21-22	第13回シンポジウムでの講演 “The Need for Change and the Role of the CMI”
Luca Castellani	UNCITRAL 事務局リーガル・オフィサー	2011/11/21-22	第13回シンポジウムでの講演 “The Role of UNCITRAL and the Current Status of the Rules”
Louise Floyd	オーストラリア ジェームス・クック大学 Senior Lecture	2011/11/25	第10回社会法とソフトロー研究会での講演 “New Developments in Australian Labour Law - QANTAS; the Demise of Prime Minister Rudd and Beyond”
Eddy Wymeersch	Professor of Law, University of Gent, and Chairman, ECGI	2011/12/9	第14回シンポジウムでの講演 “New look at the debate about the Takeover Directive”
Marco Becht	Goldschmidt Professor of Corporate Governance, Solvay Brussels School (ULB), and ECGI	2011/12/9	第14回シンポジウムでの講演 “Bank governance is different”
Gerard Hertig	Professor, Department of Social Sciences, ETH Zurich, and ECGI	2011/12/9	第14回シンポジウムでの司会進行
Matthias Schmidt-Gerdt	Policy Officer, Corporate Governance and Social Responsibility, DG Internal Market and Services, EU Commission	2011/12/9	第14回シンポジウムでの基調講演 “The EU corporate governance framework”
Antoine Lyon-Caen	パリ西ナンテール・ラデファンス大学教授・前フランス労働法社会保障学会会長	2012/2/24	第11回社会法とソフトロー研究会での講演 「労働の多様化と労働法の役割」
2012 年度			
Jean-Louis Davet	MGEN グループ取締役	2012/4/25	第16回シンポジウムでの講演 「フランスの介護保障と共済組合の役割」
Francesco Briganti	国際労使共済協会ディレクター	2012/4/25	第16回シンポジウムでの講演「欧州の共済組合と労使共済—介護保障における役割」
Alain Coheur	共済組合 SOLIDARIS 国際関係担当ディレクター	2012/4/25	第16回シンポジウムでの講演「欧州の共済組合と労使共済—介護保障における役割」
Philippe Swennen	国際共済協会プロジェクトマネージャー	2012/4/25	第16回シンポジウムでの講演「欧州の共済組合と労使共済—介護保障における役割」
Philippe Malherbe	Liedekerke 法律事務所弁護士	2012/6/13	第24回租税法ワークショップでの講演 “International Group Taxation”
Loic Lourouge	ボルドー・モンテスキュー大学比較労働法・社会保障法研究所研究員	2012/7/3-14 9/1-21	GCOE 外国人研究員として労働法・社会保障法の研究に従事
Marco Becht	Professor of Finance and Economics, Universite Libre de Bruxelles and ECGI Executive Director	2012/7/6	第17回シンポジウム “EU ASIA CORPORATE GOVERNANCE DIALOGUE” での講演
Luh Luh Lan	Associate Professor, Faculty of Law, National University of Singapore	2012/7/6	第17回シンポジウム “EU ASIA CORPORATE GOVERNANCE DIALOGUE” での講演

Kon Sik Kim	Professor, Commercial Law, SNU School of Law	2012/7/6	第 17 回シンポジウム “EU ASIA CORPORATE GOVERNANCE DIALOGUE” での講演
Li Guo	Professor, Peking University Law School	2012/7/6	第 17 回シンポジウム “EU ASIA CORPORATE GOVERNANCE DIALOGUE” での講演
Arturo Bris	Professor of Finance, IMD Business School	2012/7/6	第 17 回シンポジウム “EU ASIA CORPORATE GOVERNANCE DIALOGUE” での講演
Gerard Hertig	Professor of Law, Swiss Federal Institute of Technology	2012/7/6	第 17 回シンポジウム “EU ASIA CORPORATE GOVERNANCE DIALOGUE” での講演
Hasung Jang	Professor of Finance, Korea University Business School	2012/7/6	第 17 回シンポジウム “EU ASIA CORPORATE GOVERNANCE DIALOGUE” での講演
Julian Franks	Professor of Finance, London Business School	2012/7/6	第 17 回シンポジウム “EU ASIA CORPORATE GOVERNANCE DIALOGUE” での講演
Mats Andersson	Chief Executive Officer, The Fourth Swedish National Pension Fund (AP4)	2012/7/6	第 17 回シンポジウム “EU ASIA CORPORATE GOVERNANCE DIALOGUE” での講演
Eric Ducoulombier	Head of Corporate governance, social responsibility, DG Internal Market and Services, European Commission	2012/7/6	第 17 回シンポジウム “EU ASIA CORPORATE GOVERNANCE DIALOGUE” での講演
Hanno Merkt	Professor, and Director of the Institute for Foreign and Private International Law, University of Freiburg	2012/7/6	第 17 回シンポジウム “EU ASIA CORPORATE GOVERNANCE DIALOGUE” での講演
Jorgen Holmquist	Chairman, European Corporate Governance Institute (ECGI)	2012/7/6	第 17 回シンポジウム “EU ASIA CORPORATE GOVERNANCE DIALOGUE” での講演
Hans Dietmar Schweisgut	Ambassador of the European Union to Japan	2012/7/6	第 17 回シンポジウム “EU ASIA CORPORATE GOVERNANCE DIALOGUE” での講演
Curtis Milhaupt	Professor, Columbia University	2012/8/3	第 18 回シンポジウム “Roundtable Discussion on Modern Issues about M&As under Corporate and Securities Laws: A Comparative Perspective” での講演
Jill Fisch	Professor, University of Pennsylvania	2012/8/3	第 18 回シンポジウム “Roundtable Discussion on Modern Issues about M&As under Corporate and Securities Laws: A Comparative Perspective” での講演
Paul Davies	Professor, Oxford University	2012/8/3	第 18 回シンポジウム “Roundtable Discussion on Modern Issues about M&As under Corporate and Securities Laws: A Comparative Perspective” での講演
Jacques Buhart	Partner, McDermott Will & Emery, Paris	2012/8/3	第 18 回シンポジウム “Roundtable Discussion on Modern Issues about M&As under Corporate and Securities Laws: A Comparative Perspective” での講演
Harald Baum	Professor, MPI Hamburg	2012/8/3	第 18 回シンポジウム “Roundtable Discussion on Modern Issues about M&As under Corporate and Securities Laws: A Comparative Perspective” での講演
Martin Henssler	ケルン大学法学部教授・ドイツ法曹会議長	2012/11/13	第 12 回社会法とソフトロー研究会での講演「欧州諸国との比較におけるドイツ労働法の新展開—ドイツ労働法は危機における他国のモデルたり得るか？」
王能君	国立台湾大学法律学院専任助理教授	2013/2/20	第 14 回社会法とソフトロー研究会での講演「台湾労働契約法の改正作業と課題」
李 John	韓国外語大学教授	2013/3/29	社会法とソフトロー研究会 Special seminar への参加
王能君	国立台湾大学法律学院専任助理教授	2013/3/29	社会法とソフトロー研究会 Special seminar への参加

刊行物

ディスカッション・ペーパー		
2008年度		
GCOESOFTLAW-2008-1	石川博康	中国および台湾における事情変更の原則—再交渉義務論の視点から
GCOESOFTLAW-2008-2	藤田友敬	新しい国連国際海上物品運送に関する条約案について
GCOESOFTLAW-2008-3	高橋脩一	Certificationについて—Keystone Land & Development Co. v. Xerox Corp.を手がかりに
GCOESOFTLAW-2008-4	増井良啓	タックス・ヘイブンとの租税情報交換条約（TIEA）
2009年度		
GCOESOFTLAW-2009-1	田中亘 広瀬純夫 大木良子	資金調達手法の選択と既存株主の利益 CB、MSCBと時価発行増資の比較
GCOESOFTLAW-2009-2	白石忠志	Westinghouse・原子燃料工業の企業結合をめぐる公取委回答事例の分析
GCOESOFTLAW-2009-3	黒田有志弥	カルフォルニア州における公的扶助制度：CalWORKs—アメリカ公的扶助制度研究の端緒として—
GCOESOFTLAW-2009-4	木下卓三	株式・派生商品取引の清算・決済に関するルールについて
GCOESOFTLAW-2009-5	大川昌男 吉村昭彦	預金の不正払戻しに関する個人預金者と銀行との間の損失分担ルールについて ——ハードローとソフトローの協働——
GCOESOFTLAW-2009-6	洪淳康	差別対価における違反要件の法構造—日米欧の略奪廉売型差別対価を中心に—
GCOESOFTLAW-2009-7	増井良啓	二国間租税条約上の無差別条項
2010年度		
GCOESOFTLAW-2010-1	Wataru Tanaka	Going-private and the Role of Courts: A Comparison of Delaware and Japan
GCOESOFTLAW-2010-2	Daniel H. Foote	Legal Education for the Future: Global Perspectives
GCOESOFTLAW-2010-3	Tomotaka Fujita	Shipper's Obligations and Liabilities under the Rotterdam Rules
2011年度		
GCOESOFTLAW-2011-1	山本慶子	私的整理の成立を巡る交渉の法的考察——ゲーム論の観点からの分析を踏まえて——
GCOESOFTLAW-2011-2	石塚明人	インテリジェンス株式買取価格決定申立事件における計量経済モデルの利用
GCOESOFTLAW-2011-3	SHIRAIISHI Tadashi	The Electric Power Industry and Competition Law in Japan
GCOESOFTLAW-2011-4	増井良啓	【書評】 Bernard Wolfman, Deborah H. Schenk, and Diane Ring, Ethical Problems in Federal Tax Practice, 4th Edition (Aspen Publishers, 2008)
2012年度		
GCOESOFTLAW-2012-1	白石忠志	多摩談合最高裁判決の評釈
GCOESOFTLAW-2012-2	桑村裕美子	欧州諸国との比較におけるドイツ労働法の最近の展開 —ドイツ労働法は危機にある国々の模範たりうるのか？
GCOESOFTLAW-2012-3	Tomotaka Fujita	Corporate Governance and the Rule of Soft Law
GCOESOFTLAW-2012-4	石塚明人	反対投資主による上場不動産投資信託（J-RIET）投資口買取価格決定申立事件における定量的分析の検討
ソフトロー研究		
第12号	2008年 9 月	<特集>シンポジウム「私的秩序の生成メカニズム：主体・過程・内容」 「東京大学21世紀COEプログラム『国家と市場の相互関係におけるソフトロー——ビジネスローの戦略的研究教育拠点形成』の目的とこれまでの歩み」 藤田友敬 「社会法における私的規範形成」 岩村正彦 【コメント】「社会法における私的規範形成：岩村報告に対するコメント」 嵩さやか 「プロバイダ責任制限法ガイドラインによる規範形成」 森田宏樹 【コメント】「プロバイダ責任制限法ガイドラインによる規範形成：森田報告に対するコメント」 小塚莊一郎 「国際商取引における規範形成」 藤田友敬 【コメント】「国際商取引における規範形成：藤田報告に対するコメント」 曾野裕夫 総括コメント 神田秀樹 <座談会> 「企業価値研究会『近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方（2008年6月）』をめぐって」 神田秀樹 他 <研究ノート> 「後発医薬品をめぐるソフトロー」 知的財産権ソフトロー収集班第4期
第13号	2009年 2 月	<論説> 「CSR情報開示を巡るハードローとソフトローの射程—両者の機能、役割分担、関係性等を中心に—」 越智信仁 <講演> 「M&Aの法規制と執行体制のあり方—英国テイクオーバー・パネルとシティ・コードを中心に—」 柴田拓美 「新しい国連国際会場物品輸送に関する条約案について」 藤田友敬 <パネルディスカッション> 「日本における企業買収法制：分析と展望」 田中亘 ほか

第14号	2009年 8 月	<特集>シンポジウム「紛争解決におけるソフトとハードの交錯」 「ソフトロープロジェクト：その意義とこれまでの歩み」 藤田友敬 「民事紛争解決手続とソフトロー」 畑瑞穂 【コメント】「民事紛争解決手続とソフトロー：畑報告に対するコメント」 山田文 「行政による紛争解決手続」 山本隆司 【コメント】「行政による紛争解決手続：山本報告に対するコメント」 長谷川貴陽史 「貿易紛争解決におけるソフトとハードの交錯」 飯田敬輔 【コメント】「貿易紛争解決におけるソフトとハードの交錯：飯田報告に対するコメント」 内記香子 総括コメント 神田秀樹 <論説> 「Westinghouse・原子燃料工業の企業結合をめぐる公取委回答事例の分析」 白石忠志 「公開買付規制の検証—3分の1ルール・公開買付の撤回禁止を題材に—」 飯田秀総
第15号	2010年 3 月	<論説> 「預金の不正払戻しに関する個人預金者と銀行との間の損失分担ルールについて——ハードローとソフトローの協働——」 大川昌男＝吉村昭彦 「差別対価における違反要件の法構造－日米欧の略奪廉売型差別対価を中心に－」 洪淳康 <研究ノート> 「株式・派生商品取引の清算・決済に関するルールについて」 木下卓三
第16号	2010年 8 月	<特集>シンポジウム「企業社会における規範遵守：自発性とその限界」 「ソフトロー・プロジェクト：その意義とこれまでの歩み」 藤田友敬 「商社における規範の遵守—コンプライアンスの徹底に向けての取り組み」 小川潔 【コメント】「商社における規範の遵守：小川報告に対するコメント」 神作裕之 「規制業種における規範の遵守—保険会社を例に—」 佐野雅宏 【コメント】「規制業種における規範の遵守：佐野報告に対するコメント」 藤田友敬 「競争法における規範の遵守：企業結合届出制度の抜本改正への対応を例に」 柏木裕介 【コメント】「独禁法ソフトロー研究の難しさ：柏木報告に対するコメント」 白石忠志 総括コメント 神田秀樹 <論説> 「米国における調停論：<情報を得た同意>をめぐる」 入江秀晃
第17号	2011年 3 月	<論説> 「二国間租税条約上の無差別条項」 増井良啓 「CSR規範形成過程におけるNPOの機能と課題—戦略的CSR論を超えるソフトロー構築の枠組み」 越智信仁 「韓国における不当な取引制限に対する課徴金賦課」 洪淳康 <書評> Nils Jansen, The Making of Legal Authority: Non-legislative Codifications in Historical and Comparative Perspective (Oxford University Press, 2010) 小塚莊一郎
第18号	2011年 8 月	<特集>シンポジウム「国際的な規範のコンバージェンス：ハードローによらない規範形成の可能性」 「ソフトロー・プロジェクト：その意義とこれまでの歩み」 藤田友敬 「会計基準のコンバージェンス」 小賀坂敦 【コメント】「会計基準のコンバージェンス：小賀坂報告に対するコメント」 唐津恵一 「コンプライアンス確保に向けた租税行政手法の共通化」 吉村政穂 【コメント】「コンプライアンス確保に向けた租税行政手法の共通化：吉村報告に対するコメント」 増井良啓 「コーポレート・ガバナンスをめぐるルールのコンバージェンス」 加藤貴仁 【コメント】「コーポレート・ガバナンスをめぐるルールのコンバージェンス：加藤報告に対するコメント」 藤田友敬 総括コメント 神田秀樹
第19号	2012年 3 月	<論説> 「私的整理の成立を巡る交渉の法的考察—ゲーム論の観点からの分析を踏まえて—」 山本慶子 「インテリジェンス株式買取価格決定申立事件における計量経済モデルの利用」 石塚明人 <講演> The Electric Power Industry and Competition Law in Japan SHIRAISHI Tadashi <書評> Bernard Wolfman, Deborah H. Schenk, and Diane Ring, Ethical Problems in Federal Tax Practice, 4th Edition (Aspen Publishers, 2008) 増井良啓 <座談会> 「会社法制の見直しに関する中間試案について」 神田秀樹 ほか
第20号	2012年 8 月	<特集>シンポジウム「統計的・計量経済学的手法と法制度」 「本シンポジウムのねらい」 藤田友敬 「裁判過程における実証分析の利用：株式買取請求事件を素材に」 藤田友敬 【コメント】「裁判過程における実証分析の利用：藤田報告に対するコメント」 松中学 「立法事実と実証分析の利用：取締役会の構成に関して」 齋藤卓爾 【コメント】「立法事実と実証分析の利用：齋藤報告に対するコメント」 田中亘 「株価と企業価値：イベント・スタディの意義と注意点」 柳川範之・広瀬純夫 【コメント】「株価と企業価値：柳川・広瀬報告に対するコメントとこれからイベント・スタディに取り組む法学者への示唆」 井上光太郎 総括コメント 神田秀樹 <論説> 「楽天対TBS株式買取価格決定申立事件における株価補正のための『回帰分析的手法』の検討」 石塚明人 「アメリカ証券取引所のコーポレート・ガバナンス規制」 温笑侗
第21号	2013年 3 月	<論説> 「テコモ株式買取価格決定申立事件における企業価値または株主価値毀損有無の判定のための定量的分析」 石塚明人 「中国における取引所によるコーポレート・ガバナンス規制の構造と実態」 温笑侗 「日韓の就業規則変更における『合意』の在り方とその効力」 朴孝淑 <講演> 「欧州諸国との比較におけるドイツ労働法の最近の展開—ドイツ労働法は危機にある国々の模範たりうるのか？」 マーティン・ヘンスラー、訳：桑村裕美子 <資料> 「矢板無料バス事件について」 白石忠志

UT Soft Law Review		
No.1	2009	Changing Society and the Role of Law Welcome Speech Hiroshi TAKAHASHI Keynote Speech Koya MATSUO Session 1 Business Crime (development of economy and crime) "On the Crime of Taking Bribes in Chinese Criminal Law -Interpretation, Loopholes and its Complementarity-" Genlin LIANG "Three Controversial Issues in Controlling Corporate Crime in Korea" Kuk CHO "Developments in the Penal Protection of Trade Secrets in Japan -Protection by Unfair Competition Prevention Act" Atsushi YAMAGUCHI Session 2 Autonomy of Family and the Role of State -Protection of women and children (Domestic violence, alimony, and maintenance for children) "An In-depth Study on the Implementation of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women in China" Guimei BAI and Wen ZHOU "CEDAW, CRC and the Korean Family Law" Jinsu YUNE "Status of Women in Family -the Balance between Autonomy and Protection" Atushi OMURA and Hiroto DOGAUCHI Closing Speech Masahito INOUE
No.2	2010	Hostile Takeovers and Defenses - Implications from Delaware Law Keynote Speeches Hideki Kanda, Takeover Defenses and the Role of Law in Japan Jack Jacobs, Developing an Infrastructure for Hostile Takeovers: The Delaware Experience Curtis Milhaupt, Comment: Developing Takeover Policy in the United States and Japan Panel Discussion Japanese Legal Structure for Corporate Acquisition: Analyses and Prospects Materials Ministry of Economy, Trade and Industry and Ministry of Justice, "Guidelines Regarding Takeover Defense for the Purpose of Protection and Enhancement of Corporate Value and Shareholders' Common Interest" (May 27, 2005) Corporate Value Study Group, "Takeover Defense Measures in Light of Recent Environmental Changes" (June 30, 2008) Bull-Dog source (Supreme Court Judgment of August 7, 2007, Supreme Court Reports (civil cases) vol.61 no.5, p.2215) Bell System 24 (Tokyo High Court Judgment of August 4, 2004, Finance and commerce judicial precedent No.1201 p.4) Nippon Broadcasting System (Tokyo High Court Judgment of March 23, 2005, Hanrei-jiho No. 1899, p. 56) Nireco (Tokyo High Court Judgment of June 15, 2005, Hanrei Jiho No. 1900: 156) Japan Engineering Consultants (Tokyo District Court Judgment of July 29, 2005, Hanrei-jiho 1909, p.87)
No.3	2011	M&As and the Law Presentations "Market for Corporate Control in Japan" Kenichi OSUGI "Going-private and the Role of Courts: A Comparison of Delaware and Japan" Wataru TANAKA "The Takeover Regulation in Japan: Peculiar Developments in the Mandatory Offer Rule" Tomotaka FUJITA Article "Legal Education for the Future: Global Perspectives" Daniel H. FOOTE
No.4	2012	5th Annual BESETO Conference Session 1 Recent Trend in Consumer Protection "Recent Developments of Consumer Law in Korea" Bong Eui LEE "Recent Developments in Consumer Protection in Japan" Masami OKINO Session 2 Recent Trend in Criminal Procedure "Trust and Confidence in the Judiciary: Open the Door of the Judiciary" Sang Won LEE "Japan's Citizen Participation System in Criminal Trials: Saiban-in and Its Operation" Yutaka OHSAWA
No.5	2013	The 6th BESETO Conference 2012: Economic Regulation and the Rule of Law "A Baseline for Analyzing Exploitative Abuse of A Dominant/Superior Position" Tadashi SHIRAISHI "Corporate Governance and the Rule of Soft Law" Tomotaka FUJITA Articles "The first French mutual group facing up the coming surge in seniors' long-term care needs" Jean-Louis DAVET "The Evolution of Social Norm: Economic Modeling" Tomotaka FUJITA & Toshihiro MATSUMURA



ディスカッション・ペーパー



ソフトロー研究



UT Soft Law Review

McDermott Will & Emery ブリュッセル事務所派遣報告

大島惇至

1. はじめに

私は、McDermott Will & Emeryブリュッセル事務所へ、6月18日から7月19日までの間、派遣して頂きました。McDermott Will & Emeryは、日本にこそ事務所がないため法科大学院生の間での認知度は高くないと思われますが、1000人以上の弁護士が在籍し世界各地にオフィスを展開する国際的な法律事務所であり、多くの日本企業と関わりを有しています。その中で、McDermott Will & Emeryブリュッセル事務所は、10人強の弁護士が勤務するアットホームな事務所で、欧州委員会競争総局がブリュッセルに置かれていることもあり、主に競争法関係の業務を取り扱っています。同事務所の弁護士やスタッフは、イギリス人、ドイツ人、フランス人、ベルギー人、日本人など多様な国籍から構成されており、同じ言語圏の人の間ではそれぞれの言語が飛び交っていましたが、同事務所やMcDermott Will & Emery全体の共通言語は英語であり、私も主に英語で業務を行っていました。

2. 研修内容

最初の業務は、私を担当してくださった弁護士と親交のある教授からの質問に対して、欧州司法裁判所とイギリスの判決をリサーチして、回答をドラフトするものでした。初仕事でしたが、私のドラフトをほぼそのまま先方に返信した旨を担当弁護士から聞き、その後の研修期間中も何とかやっていけそうだとの自信を得ることができました。

私の研修期間中の一番大きな仕事は、McDermott Will & Emeryの競争法グループに所属している全弁護士を対象とする勉強会で、日本の独禁法のカルテル分野におけるエンフォースメントに関して、欧米と比較しつつ、プレゼンをしたことでした。ちょうど、私の研修が始まる直前に公取委がベアリング価格カルテル事件で当事会社を刑事告発するなど、日本のカルテル事件への注目が高まっているようでした。そのような折、日本の弁護士資格も持つ日本人の武藤弁護士が在籍するブリュッセルオフィスに件のプレゼンの依頼がきて、ちょうど良いということで、プレゼンのアウトラインの作成、リサーチ、パワーポイントのスライドの準備など、準備作業の大部分を任せて頂きました。実際のプレゼンは、ブリュッセルオフィスの弁護士はもちろん、テレビ電話システムでつなげたワシントン等のオフィスの弁護士、さらに当日ブリュッセルオフィスをたまたま訪れていたMcDermott Will & EmeryのCo-Chairの前で行い、全部で15分の持ち時間のうち10分程を担当しました。プレゼンの準備作業を通じて日本の独禁法について新たに学ぶことが多かったですし、恐れ多くも競争法のプロであるMcDermott Will & Emeryの弁護士の方々に対して独禁法の講義をさせて頂いたことは、とても貴重な体験となりました。

また、EU競争法を扱う同事務所ならではの業務として、私と同じくGCOEの海外派遣プログラムでMcDermott Will & Emeryパリ事務所にて研修中の福田などと共に、ルクセンブルグにある欧州司法裁判所へ行き、General Courtのhearingを傍聴しました。実際の法廷で弁護士が熱弁を奮っている様子を生で見ることはできたのは、とても貴重な経験でした。また、裁判官がフランス語で質問して、当事者が英語で回答するというように、審理において多言語が当たり前で使用されており、これを可能にするために同時通訳が行われている様子は、EUならではの光景で印象的でした。

さらに、若干ではありましたが、実際の案件へも関与することができ、会社が過去に優越的地位濫用をしていた事案がないかのリサーチ、及び、売り上げデータのチェックなどを行いました。

その他には、知的財産権の行使が日本の独禁法上どのように扱われるかについてレポートをまとめること、新ICC仲裁規則に導入された緊急仲裁人手続の概要を解説した事務所のニュースレターの記事の和訳、Dallah事件という最近の著名な国際仲裁事件についてMcDermott Will & Emeryの弁護士が執筆した論文の

和訳、事務所内部のミーティングへの参加などを行い、充実した派遣期間を過ごすことができました。

3. 派遣全体の感想

今回の研修で特に印象的だったのは、朝は9時過ぎから始業して、夜は遅くても19時頃には帰宅するという、ブリュッセルオフィスの弁護士のワークスタイルでした。私が、翻訳をキリの良いところまで終えてから帰ろうと19時過ぎまでオフィスに残っていたら、「何でまだいるの？」と真顔で心配されたことを鮮明に覚えています。仕事の量が多い時には21時頃まで残ることもあるようですが、私の研修期間中に夜中まで働いていたり、徹夜していたりという弁護士は皆無だったので、おそらくそのような働き方は基本的にしないのだと思われます。また、ちょうど私が行った頃には夏の長期休暇を誰がいつからとるという話が所内でされている頃であり、本当に数週間のバカンスをとるのだなと感心していましたが、フランス人のstagiaire（研修生/インターン）でさえ、半年の雇用期間の終わりに、有給でバカンスをとる手続きをしているのは驚きでした。価値観や社会の違いと言ってしまうとそれまでですが、このワークスタイルは、日本では、大手法律事務所はもちろん、一般の企業においてさえあり得ないものだけに、このようなプライベートの時間を大事にする働き方ができる場所があるのかと深く考えさせられました。もっとも、ブリュッセルのMWE以外のより大きな事務所やロンドンなどの他の都市では、日本と同じくらいの重労働をしている弁護士は大勢いるとの話も耳にしたので、一概にはいえないということも付け加えておきたいと思います。

私は、今回の研修に行く以前から、様々な国籍の人が母国以外の場所で弁護士として活躍するのは当たり前なのに、海外の法律事務所で（留学後の1年だけ等ではなく恒常的長期的に）働く日本人が少ないのは何故だろうと疑問に思っていました。この疑問について今回の研修を通じて得た1つの答えは、（一般論として日本人は英語が不得意であるという問題は論外として脇に置けば、）海外の事務所の弁護士は、ロースクール卒業後、複数の事務所や規制当局でのインターンを経た上で、アソシエイトとして採用され実務経験を積んでおり、日本の弁護士が海外の事務所で働こうと思っても、現地のロースクールで1年勉強して資格を取っただけでは、彼らと張り合うことは困難だ、というものです。私の派遣先のMcDermott Will & Emeryブリュッセル事務所には、私の同年代のstagiaireが複数いましたが、彼らは、ヨーロッパ各国の法科大学院を卒業した後すぐの「身軽」な段階で、競争法の専門家を目指すということでブリュッセルに集まってきました。しかし、日本で既にキャリアをスタートさせた弁護士が改めて海外へ拠点を移してゼロから始めるには、従来のキャリアへの未練、失敗するリスク、家族等の問題があり、相当な覚悟が必要であることは容易に想像でき、そこで躊躇することを「内向き」思考であるとの一言で片づけることは適当でないだろう、などと考えていました。

私自身は、現状のまま順当にいけば、日本国内で法曹としてのキャリアをスタートすることになります。もっとも、MWEブリュッセルオフィスのような環境で働くことも非常に魅力的であり、今回の研修は、自分に海外で働き続ける覚悟があるのか等、自分のキャリアについて考えるまたとない機会となったと感じています。

最後になりますが、この場をお借りして、私を受け入れてくださったMcDermott Will & Emeryのブリュッセル事務所の皆様、今回の海外研修を取りまとめたくださった岩村先生、神田先生、藤田先生、及び、研修の前から帰国後までサポートしてくださったGCOE事務局の小疇さんに、深くお礼申し上げます。



Freshfields法律事務所（ニューヨーク）での研修報告

笠間周子

1. はじめに

私は、6月24日から7月22日までGCOE特別研修生として、ニューヨークのFreshfields法律事務所での研修をさせていただきました。

2. 業務内容について

(1) 日米の取締役の義務の比較、および日本のM&Aに関するプレゼン

私は、コーポレート部門に配属され、研修最終日に英語でのプレゼンを行いました。これが今回の研修の中心となりました。テーマは、大きく①日米の取締役の義務に関する比較、②日本のM&Aの動きの二つです。

まず①に関してですが、デラウェア州法下では、取締役の義務はDuty of CareとDuty of Loyaltyに大別されています。Duty of Careとは、取締役が職務を行うに当たって注意を尽くすべき義務を示します。Duty of Loyaltyは、会社と取締役の利益が相反する場面で取締役が自己の利益を図らない義務を意味します。いずれの義務が問題となっているかで、取締役の責任の認められやすさや、会社の救済方法に差があります。具体的には、Duty of Careが議論になっている際には、Business Judgment Ruleが適用されます。そして、Duty of Loyaltyに対しては、Entire Fairness Testが基準となります。

②については、ブルドックソース事件を中心に日本のM&Aについてまとめました。先生方はこの事件や日本の組織再編に関する仕組みについて初めて聞いたとのことで、色々と質問を受けました。

当日は、コーポレート部門の先生方や仲の良かった研修生が聞きに来てくださいました。特に②の日本のM&Aについての関心が高いようで、法制度や手続きの流れ、裁判所の判断について説明をしました。プレゼンの時間は、質疑応答を含めて1時間ほどです。特に質問を受ける際には、先生方の興味のあることについてきちんと答えられるよう気を配りました。



(2) デラウェア州の会社法についての調査

プレゼンを行うに当たり、日米の取締役の義務の比較のため、デラウェアの会社法に関する資料を調査しました。担当の先生が勧めてくださった本を読み、また事務所のパソコンから様々な判例を調べました。会社法についての一般的な文献を購読して、おおよその知識をつけた後、Freshfields法律事務所の先生方が出している本も読ませて頂きました。

(3) 勉強会

コーポレート部門のM&Aに関する勉強会に参加させていただきました。

買収者が第三者の介入を防ぐ際の条項について議論されていました。No-Shop条項、Go-shop条項、breakup feeといった手法、考え方は日本にも導入されつつあります。アメリカでこういった動きがあるのか、実務では何に関心が払われているのかについて先生方の考えを伺うことが出来、勉強になりました。

3. Freshfields法律事務所について

Freshfields法律事務所は、ニューヨークのミッドタウンにあります。オフィスは、とても眺めの良いビル内にあり、明るい雰囲気でした。先生方はみな気さくな方で、ちょっとした時間に色々と話しかけてくださいました。

私は、ファイナンス部門の会議に出席した以外は、3週間ともコーポレート部門にいました。夏の時期ということもあり、特に大きな案件はありませんでしたが、先生方はいくつも事案を抱えてとても忙しそうでした。各自が自分の仕事に真剣に取り組んでいるという印象を受けました。

先生方、秘書の方は、本当に親切にしてくださり感謝しております。分からないことなど、気軽に相談で

きる雰囲気の事務所でした。研修前半は、秘書の方が使っている席だったので、フロアの様子がよく分かりました。後半は、先生方が使っている個別の部屋に移動しました。Freshfields法律事務所では、若手のアソシエイトの先生は2人部屋で、それ以降は個室となります。私は、担当の先生の個室と隣だったので、仕事の様子など察知した上で、相談に伺うことができ、良かったです。

私がいた期間は、ちょうどアメリカのサマーラーク期間と重なっていたため、様々な大学の学生と話す機会を持つことが出来ました。サマーラーク・プログラムには、研修生向けの行事が多数用意されており、事務所の意気込みを感じました。私も派遣期間中、多くの行事に参加させて頂き、楽しい時間を過ごすことが出来ました。特に、事務所の先生や他の研修生の方とハドソン川のクルージングをしたのが印象的でした。また、その間、研修生の方とそれぞれの大学や今後の進路について話すことが出来、刺激を受けました。他にも、ボウリング、コリアンバーベキュー、観劇など、研修生同士の交流を図る行事に参加させて頂きました。仲良くなった研修生が、最終日のプレゼンを聞きに来て、励ましてくれ、本当に嬉しかったです。

4. 研修について

私は、帰国子女ではなく、また長期の海外滞在経験はありません。また、アメリカは初めてでした。そのため、研修が始まるまでは、楽しみな反面、どうなるのだろうかという気もしていました。

実際、2日目に出席したコーポレイトのミーティングでは先生方が何を言っているのかほとんど分からない状態でした。アメリカの法律を勉強したこともなかったため、そこで当然に話されているM&Aに関する用語を聞き取ることが出来ず、本当に困りました。

ただ、その後、担当の先生が勧めてくださった本を読み、そこで使われている用語をひたすら頭に入れていくことで次第にM&Aや会社関係について先生方が議論している内容に関しては、おおまかな流れを追えるようになりました。細部まで聞き取れなくても、何が今問題となっているのか、それについてはいかなる対処が可能なのかを想定することで、要点は把握できると思います。ただ同時に、そこで感じたことや考えたことを即座に表現出来ないことにもどかしい思いもしました。そんな中、担当の先生や、他に直接お話しをした先生方は、お忙しいにもかかわらず、丁寧に話を聞き、質問にも快く応じてくださいました。

5. まとめ

私は、海外の弁護士がどのような様子で仕事をしているのか知りたいと思い、このプログラムに参加させて頂きました。その中でもニューヨークの法律事務所を希望したのは、世界経済の中心でビジネスの先端で業務を行う姿を見ることがとても勉強になると思ったからです。

実際に3週間の研修を経て、多くのことを学ぶことができました。私のいたFreshfields法律事務所は、とても明るくのびやかな雰囲気のところでした。先生方は、各自熱心に仕事に取り組みつつも、互いに気軽に話し、議論し合っていました。日本から来た研修生の私のことも気遣い、忙しい中色々と教えて下さったことは、本当に感謝しています。

法律についてですが、特にM&Aの分野ではアメリカの実務が多くの蓄積を持っていると感じました。契約条項や手法など、今日本が導入しようとしているものが多数使われていました。また、会社法についても、日本の有名な判例がデラウェアの裁判を意識しているのではないかと思われることも何度かありました。研修期間中には、一部しか見ることが出来ませんでしたが、今後もアメリカの会社の仕組みや発想について勉強してみたいと思いました。

ニューヨーク派遣では、研修はもちろん、その合間にも多くの体験をしました。休日に歴史的な建造物、美術館を訪れ、現地の方と話をしたことは、とても勉強になりました。また、事務所のサマーラーク期間と重なっていたため、他の研修生と仲良くなり、他国の大学院生の考えを聞くのはとても面白かったです。

このプログラムを通して、私自身、どのような法律家を目指していくのかについて真剣に考えるきっかけを持つことが出来ました。至らないと感じた点も含め、今後頑張っていきたいと思います。貴重な機会を与えてくださった神田先生、岩村先生、藤田先生、GCOE事務局の小疇様、関係者の方々に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

Clifford Chance法律事務所（東京・ロンドン）での研修報告

中村綾子

I 概要

私は、2012年6月11日から5日間Clifford Chance法律事務所東京オフィスで研修させていただいた後、6月18日から3週間、Clifford Chanceロンドンオフィスでsummer vacation scheme studentの1人として研修させていただきました。



II 業務内容

1. 東京オフィス

東京オフィスでは、特定の部門には所属せず、異なるセクションの先生方に会社法や信託法などに関わる様々な課題をいただきました。課題として英語の案件をいただくことはありませんでしたが、ロンドンオフィスから来ているTraineeと話したり、英語のプレゼンを聞く勉強会に参加したりする機会を作っていただいたので、グローバルな事務所の一員であるということを感じることができました。

2. ロンドンオフィス

ロンドンオフィスでは、大学生向けに実施されている4週間のSummer vacation schemeの一部に参加する形で研修を行いました。イギリスでは、大学及びロースクール（LPC）卒業後に法律事務所で2年間のTrainee経験を積むことでSolicitorの資格を得ることができますが、私以外の研修生はイギリスの大学に通う学生で、事務所とTrainee契約を締結するためのいわば就職活動の一貫としてschemeに参加していました。法学部以外の学部の学生も多く、イギリスではTrainee期間を含めた実務経験によって法律の知識や使い方を身につけるという考え方が強いと感じました。

このSummer vacation schemeは、Clifford Chanceが毎年行っているもので、非常に充実したプログラムが組まれていました。研修生は4週間のうち2週間ずつ異なる部門に配属され、その部門の先生からいただく課題をこなすことでグループの業務について実際に知ることができます。30名程の研修生のうち10名程は、後半の2週間はパリやアムステルダムなど他のオフィスに移動して研修を行っていました。配属先では、研修生1人につきSupervisorとしてのシニアアソシエイトの先生とBuddyとしてのTraineeが1人ずつ担当してください、課題をメインでいただいたり、具体的な業務内容や仕事の仕方について教えていただいたりしました。また、配属先での業務以外にも、研修生全体でのプログラムが多数用意されていて、事務所の各部門によるプレゼンテーションを聞いたり、ケーススタディを行ったり、プレゼンテーショントレーニングを受けたりすることができました。さらに、Welcome drinkやWelcome dinner、ドラゴンボートレースやバス観光など、楽しいSocial eventも毎週用意され、配属先以外の先生にお話を聞いたり、研修生同士の仲を深めたりすることができました。

私は、4週間のSummer vacation schemeの最初の3週間に参加し、初めの2週間はFinanceグループの中のEnergy部門に、最後の1週間はReal estateグループの中のConstruction部門に配属されました。

1週目と2週目に配属されたEnergy部門は、エネルギーに関するファイナンスを主に扱っている部門で、天然資源開発事業や発電事業など、世界各国での大規模なプロジェクトのファイナンスを扱っていました。ここではSupervisorの先生と同室だったため、部屋での打ち合わせや電話を通じて仕事を進めていく様子を見ることができました。Supervisorの先生には、フィンランドの法律事務所に案件の概要を説明して関係するフィンランド法のリサーチを依頼するためのメールをドラフトするという課題をいただき、多くの国が関係するグローバルな案件を取り扱っていることを実感できました。また、事務所内のイントラネットを使って、フィンランドの信頼できる法律事務所やフィンランドの法律事務所に詳しいロンドンオフィスの弁護士を調べることができ、グローバルな案件におけるClifford Chanceの強みを感じることができました。

また、東京オフィスから1年間出向にいられている日本人アソシートの先生を紹介していただき、お話を聞くことができました。日本法資格の弁護士であっても日本法の調査にとどまらずイギリス法に準拠した契約本体のチェックなども行うことができると伺い、日本法弁護士であっても海外の法律事務所で仕事をするチャンスはあったと感じました。その他に、Buddyには契約の相手方が通常の契約より要件の厳しいdeedの形式で契約の修正を提示してきた理由を調べるという課題をいただき、この課題を行う時に、日本の法律事務所であれば本や雑誌で個々の弁護士が調べるのではないかとと思われる情報まで、イントラネット上に詳細にアップデートされ、事務所内で情報が共有されていることに驚かされました。

3週目は、Real estateグループのConstruction部門に配属されました。建築に関するファイナンス等の業務を扱っている部門ですが、独特の法規制が問題となることが多いため、独立した部門としているということでした。

ここでは、まず請負契約書についてのパートナーとジュニアアソシエイトの内部ミーティングに同席させていただき、契約書の中で問題とすべき点をどのように詰めていくかを実際に見ることができました。課題としては、Supervisorの先生には、交渉中の請負契約書とイントラネット上の請負契約書のテンプレートを見比べて、契約書の中でクライアントである出資銀行に不利な条項をピックアップするという課題をいただきました。具体的な契約書を見ることでConstruction部門の業務について具体的にイメージすることができ、また、ここでも、イントラネット上のテンプレートが充実していることにより効率的に仕事を進めることができました。

Ⅲ レポート

Clifford Chanceロンドンオフィスは30階建てビルに1000人近い弁護士が勤務する巨大大事務所ですが、実際に研修に参加したことで、ロンドンを越えたグローバルな業務の広がりを強く感じることができました。扱う案件も複数の国に関連する大規模なもので、多くの国にオフィスを持っているため、それらと連携して効率的に案件を処理していました。その中でも特にロンドンオフィスは中心的な役割を果たすことになるため、その存在感は非常に大きなものであると感じました。日本の法律事務所でも国際案件を扱うことは少なくありませんが、スキームの中心となる契約の準拠法がイギリス法やアメリカ法とされた場合に、日本の法律事務所がイギリスやアメリカの法律事務所以上に大きな役割を果たすことは難しいのではないかと思います。また、日本との取引が多いアジアの国々とのビジネスで日本の法律事務所ができる仕事は多いのではないかと考えていましたが、Clifford Chanceも中国や東南アジアは重視すべき地域と捉えていて、国際的な競争は厳しいと実感しました。

それと同時に、Clifford Chanceでは多様性の重視が実際に実践されているという印象を受けました。研修生は様々な大学の様々な学部から来ていて、大学はイギリスの大学でも、出身はインドやケニアなどイギリスに限られません。また、1、2週目に担当していただいたBuddyはトルコ出身で、元々はトルコの人権問題に関心があって法律の勉強を始めたと話していました。このような出身国の多様性はClifford Chanceに限らずイギリスの事務所では普通なのかもしれませんが、少なくとも日本に比べれば多様なバックグラウンドを持つ人々が事務所に集まっていると思いました。また、女性弁護士の数も多く、研修生では女性の方が多いくらいでした。1、2週目のSupervisorは小さいお子さんがいらっしゃる女性の先生で、毎日5時過ぎに帰宅し、金曜日は家で仕事をされていました。

このように、たくさんのことを学ぶことができた今回の研修でしたが、私個人が研修を通じて最も痛感したことは、自分の英語能力の不足でした。特に議論やプレゼンテーションの場面では苦勞したため、国際的な仕事をするためにはもっともっと英語力を上げなければならないと強く感じました。

Ⅳ 最後に

今回、GCOE海外派遣プログラムで研修させていただいたことで、自分自身の視野を大きく広げることができました。私にとって、本当に貴重で、多くのものを得ることのできた経験でした。これから、努力を重ね、この経験を生かして、社会に何らかの形で貢献できるようになっていきたいと思います。

このような素晴らしい機会を与えてくださったGCOEプログラムの先生方、事務局の皆様、Clifford Chance法律事務所東京オフィス、ロンドンオフィスの先生方、事務の方々に、心から感謝を申し上げます。

ハーグ国際私法会議での研修報告

波多野綾子

1 はじめに

本研修において、私はハーグ国際私法会議（Hague Conference on Private International Law）でインターンを行いました。ハーグ国際私法会議は、オランダの都市ハーグ（The Hague）にある、国際私法の統一を目的として1893年に設立された国際機関です。

日本において数年前に議論を巻き起こした「国際的な子の奪取の民事面に関する条約（子ども奪取条約）」も、このハーグ国際私法会議で締結された条約の1つです。グローバル化が進展し、人の移動が激しくなる今日、国境を超えたルールとの協調、それによって子どもの権利をいかに守るかという問題は重要性を増しています。私は大学院の授業で子ども奪取条約を扱ったこと、国際的ルールや規範の形成と実行に大きな興味があったことから、ハーグ国際私法会議への派遣を希望し、幸運にも本研修の機会をいただきました。以下、約2ヶ月間の具体的な業務とハーグでの生活で学んだことについてレポートさせていただきます。

2 インターン業務

（1）「外国公文書の認証を不要とする条約」のSpecial Commissionに向けての資料作成

本インターン中に、私が主に携わったのは、この「外国公文書の認証を不要とする条約」の実施手続のモニタリングに関する業務です。「外国公文書の認証を不要とする条約」は、外国公文書に関する認証（legalization）を要求する制度の廃止を定める多国間条約です。この条約を批准することによって、他の当事国においてある国の公文書を使用することが非常に簡易となります。グローバル化の進む世界において必要不可欠ともいえ、ハーグ国際私法会議で作られた条約の中でも最も締約国が多い条約です。

条約がその存在意義を発揮し、有効に機能するためには、作成・締結して終わりではなく、その実施の継続的な観察とそれに基づく運用の改善が不可欠となります。2012年11月のSpecial Commissionでは、各締約国の代表が集まり、条約の成果、問題点とその改善が話し合われるのですが、そのための準備として、ハーグ国際私法会議事務局は、各国にアンケートを実施し、その結果をとりまとめ、分析し、議論の重要な土台となる資料を作成しています。私はそのアンケートを取りまとめる業務、取りまとめた結果を分析する業務に携わることになりました。

この業務からは大きく2つの学びがありました。1つは、国際機関の業務そのものについてです。業務において扱う情報量と文書の量は膨大なものです。条約の実施に関するアンケートは詳細にわたり、103カ国を超える国の回答をまとめた文書は約160ページ以上にもなりました。そのような業務にあたっては、限られた時間の中、いかに早く、しかし正確に処理するかが大切となります。ハーグ国際私法会議は、非常に少ない人数で膨大な業務量を回しており、常時マルチタスクを一人の職員が回しています。英語、フランス語、ドイツ語など複数の言語を自在に操り、博士号や弁護士の資格・経験をもって、素晴らしいプロ意識で業務をこなしながら、人間的魅力にもあふれるチームメンバーには驚嘆せざるをえませんでした。そのようなメンバーと一緒に働くことができ、また、一つひとつの仕事に対して、丁寧にフィードバックや賞賛・励ましをいただいたことは、自分の仕事の仕方の改善や成長のために大変貴重な機会となりました。

また、第2に、各国により、条約の具体的な実行の仕方は非常に多様で、問題を多く抱えていることがわかりました。例えばアポステイーユにおけるスペイン語の使用を強く主張し、それを会議のテーマに提案する国もあり、ある国の批准を快く思わない国があり、「外国公文書の認証を不要とする条約」のような最も統一しやすいと思われる種類のルールについてでさえ、国の特徴や利害が大きく絡み一筋縄ではいかないことがわかりました。

（2）「アジア大洋州におけるハーグ国際私法会議の将来について」の作成

現在ハーグ国際私法会議は、アジア大洋州に積極的に活動の域を広げようとしています。それにあわせて

当該地域の人々に対してハーグ国際私法会議の紹介を行い、またハーグ国際私法会議のアジア大洋州における展望の検討をすることを目的としたペーパーの作成に携わりました。

上述した（１）がすでに現在ある条約の実施の改善につなげていくモニタリングと分析業務であるとするれば、（２）の業務は、将来に向けてのオープンな議論を志向するもので新たな法制度のデザインという性格をもったものでした。（１）の業務は正確性と効率性が重要になりましたが、本業務は、一層思考能力を要求されるもので、自分が自らの能力・知識・バックグラウンドでどのような価値を加えることができるのか、という点も国際機関で働くために大切な視点であることを学びました。

（３）家族法関連業務

ハーグ国際私法会議が扱う条約の大きな柱の一つが家族法分野です。ハーグ国際私法会議の事務局の方々や他のインターンと相談しながら、日本も含むアジア大洋州における法体制と文化、そこにおけるハーグ条約の受容と課題について検討を行いました。日本も含め、アジア諸国の家族法制は文化を色濃く反映し、欧米のものとは大きな違いがあります。西欧圏中心に作られた条約を、イスラムやアジアの伝統文化といった他のルールを尊重しいかに変容と調整を行っていくかという課題は非常に興味深いものでした。特に、自分の前のデスクに座っていたベトナム人のインターン生とは、代理母問題など、アジアの文化と家族法について様々な貴重な議論を交わすことができました。

（４）ハーグ・アカデミーへの参加

ハーグ・アカデミー（The Hague Academy of International Law）とは、国際関係の法的側面を研究することを目的とし、国際私法・公法の高度な研究・教育を行っている機関です。ハーグ国際私法会議のインターン生は、ハーグ・アカデミーとの取り決めに基づき、ハーグ・アカデミーの講義を聴講することが可能でした。世界中から集まった国際公法および国際私法の権威の教授の講義を聞き、大学教員や国際法研究者、国際機関職員、外交官、渉外弁護士、大学院生等多様なバックグラウンドをもつ受講生たちと交流する機会を得ることができました。

３ ハーグでの生活

「ハーグ」という場所で研修を行うことができたのは大変幸運なことだったと思います。「City of Justice and Peace」の名の通り、ハーグにはハーグ国際私法会議のみならず、国際司法裁判所（ICJ）をはじめとして、様々な国際司法機関が存在します。小さいながらも非常に国際的で、国際法に係る人々と情報に満ちたこの街は、私にとってはまさに宝箱のような場所でした。

そしてそこで出会った多くの方々との交流こそ、このインターンの最も大きな意義であったといっても過言ではありません。ディレクターの方の自宅でBBQや送別会を開いていただき、インターン仲間、職場のスタッフとは、仕事のみならず、プライベートの時間において、家族や人生に対する価値観も多く共有することができ、視野を大きく広げることができました。また、余暇の時間には、常設仲裁裁判所や国際刑事裁判所、日本大使館などといった場所で働く日本人の方とお会いし、様々な貴重なアドバイスをいただくことができました。

最後になりましたが、このような機会をくださった本プログラムに関わる先生方および事務局の方々、滞在中お世話になった職場の全ての皆様、ハーグでお会いした素晴らしい方々、事前にたくさんの貴重なアドバイスをいただいた前任者の方に、心からの尊敬と謝意を表し、報告を終えさせていただきます。



ドイツ銀行での研修報告

原田真紀子

1 はじめに

私は、2012年7月30日（月）から8月31日（金）までの5週間、フランクフルトにあるドイツ銀行の法務部で、インターンの機会を頂きました。ドイツ銀行はフランクフルトに本部を置くドイツ最大の銀行で、世界有数の投資銀行でもあります。その法務部はフランクフルトの金融街にあるツインタワーに入っており、インターン中はそこで業務を行うことになりました。

以下では、インターン中に携わった業務内容や、インターンで印象に残ったことなどを述べさせていただきます。

2 携わった業務

(1) トレーディング&デリバティブ部門にて

私のドイツ銀行での最初の業務は、“Basic Information on Financial Derivatives”という小冊子を頂き、デリバティブ商品の基本、リスク、中途解約等について学ぶことでした。自学の後、同僚に質問、ディスカッションという形式で勉強しました。担当して下さった弁護士に法務上重要な事項に絞って実務的な解説をして頂いたり、あわせて、データベースでISDAマスターアグリメント、関連契約書等を入手し、実務の理解を深めたりしました。

次に、EFSF（欧州金融安定ファシリティ）の保証（Guarantee）に関するリサーチを行いました。そのリサーチ過程で欧州ソブリン債務危機や、欧州の銀行救済システム等を学び、勉強を深めました。EFSFの定款や目論見書、保証証書等、関連する書類も読みました。

(2) 日本法・慣習について

トレーディング&デリバティブ部門での研修の合間に、チームのメンバーから、日本企業とのデリバティブ取引を締結する際における問題点について、リサーチ・レポート作成を依頼されました。例えば捺印について、権限超越法理についてなどを、他のアジア諸国（インド等）との相違など同僚に教わりながら、簡単に解説しました。

(3) IT/IP部門にて

IT/IP部門には、当初より配属されたわけではなかったのですが、初日に各弁護士の部屋を挨拶して回った際に、IT/IP部門があることを知り、もともとロースクールで知的財産法を選択し興味を持っていたこともあって、参加させてもらうよう希望しました。銀行のIT/IP部門は、銀行が保有するあらゆるインターネットインフラにつき、ライセンスなど契約のレビュー等を行っています。

私も、ベンダーとの業務委託契約解約書や、ドイツ銀行グループ内でのサービス供給契約書のレビューに参加させていただきました。契約書ドラフトを読み、それについて私がコメントを返したところ、実際に契約書を修正することになったりしたこともありました。

ドイツ銀行グループ内でのサービス供給契約については、一見単純そうですが、実際は、現地の当局による規制が厳しいゆえの複雑な問題を多く孕んでいることがわかりました。今回扱ったのは日本の支店との契約ではありませんでしたが、日本の場合でも、同様に個人情報保護等について、当局が日本企業を保護する意味で厳しい要求を課し、それが外資系企業にとって障壁となっているのだと指摘されるということもありました。

(4) 訴訟部門にて

ドイツの裁判にも興味があった私は、訴訟部門にも顔を出させて頂きました。フランクフルトの訴訟部門は、計4名の小さなチームですが、ドイツ法域内での訴訟案件のマネジメントだけでなく、世界中で提起される訴訟のマネジメントも行っています。

ドイツ銀行では資料はすべてデータ化されてデータベースに保存されています。そこへのアクセスを与えて頂いたため、気になる案件の資料はここからすべて読むことが出来ました。例えばトレ



ディング&デリバティブ部門での業務については、主に金融商品の販売時における説明責任違反を理由とする損害賠償事件の訴訟資料を読んで勉強しました。

ドイツ銀行では多くの業務が英語で行われていますが、訴訟部門だけは、どうしても訴訟資料がドイツ語になってしまうため、ドイツ語が必要になります。これからドイツ銀行へインターンに派遣される方は、基本的に英語が使えれば問題はありませんが、訴訟部門も見てみたいならば、最低でもドイツ語が読めた方がよいかなと思います。

3 インターンで印象に残ったこと

(1) ドイツ銀行法務部の雰囲気について

ドイツ銀行法務部の労働環境は非常に自由で緩やかでした。私のフロアにいた弁護士について言えば、半数弱が女性で、そのうち30代後半～40代の女性は子供を複数人持ち、週2、3日のみ出勤、残りは自宅勤務にする等、多様な働き方を選択していました。女性の働きやすさについては、管理職の女性割合はまだ20%程度と多くはないものの、職場の皆が意識することによって、かなり改善されてきているということでした。また、労働時間の面でも、弁護士、秘書スタッフともに、9時から5時という時間内で集中して働くという意識が強いように感じました。

私が研修を行った8月はちょうど夏期休暇の時期と重なっていました。夏期休暇は8月中に2～3週間取るのが通常で、ただあまり休暇中の人が少ないよう、適宜時期をずらして調整しているようでした。インターン期間中は、休暇の時期とはいえ大部分の弁護士は出社していましたし、プロジェクトが全然進まないという訳ではありませんでした。とはいえプロジェクトが立込んで忙しいという訳でもないの、インターン生である私の相手になって下さいやすかったのかもしれませんが。そう考えると、この時期に研修して良かったとも言えます。

また、希望すれば、配属部門にとらわれることなく、色々な部門に歓迎してもらええる雰囲気がありました。私の場合、当初配置されたトレーディング&デリバティブ部門だけでなく、更に興味のあったIT/IP部門や訴訟部門にも参加出来たことは、5週間という短い期間で多くのことを学ぶことにつながり、大変有益だったと思います。

(2) インターン生活について

法務部は、それ程インターンを受け入れておらず、時折、東欧等から受け入れることがあるということでした。私の期間中は、最初の2日だけハンガリー人女性と一緒にりましたが、彼女が去った後は他のインターンは来ませんでした。もっとも、インターンの友人がいなくて寂しいことはなく、昼食は同僚と社内の食堂に行ったり、外で食べたり、他の課のインターンと食べたりしていました。

また、ドイツ銀行のインターン生全体で、毎週木曜日の夜に食事会をしたり、毎日昼食を一緒に食べたりということも行われています。これらに参加することで、他の部門、例えばファイナンス部門やグローバルテクノロジー部門などで働く、同世代の多くのインターンと知り合えたことは、本当に貴重な財産になりました。更に、ドイツ銀行では、インターン生を対象に、Social Dayという社会活動日を年数回開催しています。私は、近郊の森で植樹をするというSocial Dayに参加しました。フランクフルトにいるドイツ銀行の全インターン生を対象にして開催されていますので、今後ドイツ銀行でインターンをされる方にも、是非おすすめのエイベントです。

(3) ドイツでの生活について

私はフランクフルトにはこれまで何度か訪れたことがあったので、ドイツでの生活面で困ることは特にありませんでした。インターン中の居所については、フランクフルト在住の友人の紹介で、老婦人の家の一室に下宿し、朝ご飯や洗濯などすっかりお世話になってしまいました。やはり、はじめての街でインターンをするよりは、馴染みのある街の方が、要らぬ心配なく業務に集中出来るかもしれません。

フランクフルトは欧州銀行を有する、ヨーロッパ随一ともいえる金融の街です。そこを闊歩する銀行員に混じって働けたということは、本当に貴重な経験であり、自信にもなります。そして、この経験を活かし、これからもっともっと国際的に活躍の場を切り開いていかなければならないと強く感じています。

4 最後に

このインターンでは、ドイツ銀行の弁護士の方と非常に有意義な時間を過ごすことが出来ました。英語力、金融商品の知識とともにまだまだ不十分なものに関わらず、温かく迎えて下さったチームの方々には感謝してもしきれません。ここでの経験や出会った方々を大切に、将来必ずこの経験を活かした仕事をしたいと思っています。

最後に、この貴重な機会を与えて下さったGCOEの諸先生方、事務局の方々に、この場を借りて心からお礼申し上げます。

McDermott Will & Emery法律事務所（パリ）

福田剛

I 概要

氏 名：福田剛

身 分：GCOE特別研修生 (trainee)

派遣先：McDermott Will & Emery法律事務所（パリ）

派遣期間：6月18日～7月13日

II 業務内容

(1) 意見書の要約

McDermott Parisは多数の日本企業をクライアントとして抱えています。私が研修生としてパリにいた間にも、日本企業をクライアントとしたフランスでの訴訟のヒアリング（口頭弁論のようなもの）がありました。ヒアリングの際に提出する資料はフランス語で20ページに及ぶものであり、日本語による要約があればクライアントにとっても有益であろうということで、私は、当該資料の日本語での要約を作成しました。当該資料を要約することで、フランスでは日本と同じ様に、まずは成文法からスタートし、解釈に争いがあれば判例を参照するという思考方法を採用することに気づきました。これはおそらく日本がフランスと同じく大陸法系に属するからだと思われます。

(2) Jacques Buhart氏による論文の日本語訳

McDermott Parisの代表パートナーであるJacques Buhart氏は欧州競争法関連で多数の論文を執筆しています。彼が書いた比較的新しい論文を、McDermott Paris に出向されていた日本人の弁護士の先生が日本語に翻訳されていたので、私もそのお手伝いをしました。論文の内容は、欧州競争法手続における証拠収集に関する問題点を指摘し、解決策を提示するというものでした。

翻訳の際には、いくつか留意すべき点がありました。欧州競争法手続においては、欧州の各国語で定められた特定の用語法があります。ただ、日本語では定訳はありません。そのため、欧州連合日本政府代表部や公正取引員会による訳語を参考にしながら、最もふさわしいと思われる訳語を慎重に選んでいく必要がありました。

また、Jacques自身はフランス語で論文を書いているものの、事務所の方が作成した英語訳が既に存在していたため、基本的には、英語訳を日本語に翻訳していったのですが、英語訳を読んだだけではよくわからない部分もしばしばありました。そのため、フランス語の原文にあたったり、また、欧州連合の規則を参照したりしなければならないことも多々ありました。

(3) サマースクール用パワーポイントの日本語訳

McDermott Parisの代表パートナーであるJacques Buhart氏は、東大ロースクールのサマースクールで2年に1回授業をしています。Jacquesが授業をする際に使用するパワーポイントは英語で作成されており、日本語訳もあった方がより理解が促進されるだろうということで、パワーポイントの日本語訳を作成しました。これもテーマは欧州競争法に関連するもので、最近欧州委員会によって発表された欧州競争法に関するベストプラクティスについて、その内容を概観し、ベストプラクティスが今後どのような実務的意義を持ちうるかを探るというものでした。

論文の日本語訳と合わせて、欧州競争法に関連する仕事を行ったことで、欧州競争法手続についていくらかの知識を得ることができました。ロースクールでは通常学習しない内容であるだけに興味深いものでありました。

(4) ボアソナード関連

前述のとおり、McDermott Parisは多数の日本企業をクライアントとして抱えています。日本のクライアントに敬意を表するため、事務所内の一つの会議室は、ボアソナード・ルームと名付けられています。ボアソナード・ルームにボアソナードについての英語の説明書きを置きたいということで、私がボアソナードについて調査し、20行ほどで彼の業績・日本との関係について英語でまとめたものを作成しました。また、ボアソナードが明治天皇と映っている写真も探してほしいと依頼されたのですが、見つからなかったため、ソルボンヌ大学にあるボアソナードの胸像の写真の撮りに行きました。普通パリを観光していてもソルボンヌ大学の中には入らないと思われるので、貴重な経験になりました。ちなみに、フランス人はあまりボアソナードのことは知らないようでした。

(5) その他

他にも様々な仕事をしました。日本のクライアントに送る英文メールの翻訳を作成したこともありました。日本語訳の作成自体よりも、ビジネスメールとしての作法を踏まえた訳を作成することが大変でした。また、OutlookのVカードを作成したこともありました。法律とは一切関係ない仕事ですが、なかなか面倒な仕事であるため、とても感謝されました。アソシエイトの先生から欧州競争法関連のリサーチを頼まれることもありました。

出張の機会にも恵まれました。まず、ルクセンブルグのEU裁判所でヒアリングを傍聴しました。私が傍聴したのは、ハンガリーにおける日本でいうJASRACのような団体が、EU競争法関連でEU委員会から違反認定を受けたため、欧州普通裁判所で争ったという事件でした。この団体は、EU競争法の違反認定を受けると、ハンガリー音楽の衰退につながり、ひいてはヨーロッパの文化の多様性が失われるという趣旨の主張をしていました。この主張自体には無理があるのではないかと思います。ただ、Jacquesから、「欧州は、日本から見ればひとくくりに『欧州』というものがあるようにも思われるかもしれないが、そんなことはない。欧州は、多様な文化を持つ多数の国が集まって構成されているものである。したがって、欧州連合がその力を拡大するに際し、常に、各国の独自の文化が損なわれるのではないかという懸念が表明され、欧州連合の権力を拡大しようとする側とこれに反対する側との間でせめぎあいが生じるのである。今回君が聞いた主張自体はあまり根拠のないものかもしれない。しかし、欧州で現在生じている問題を端的に象徴するケースであるともいえ、このような事件が見られた君はラッキーだ。」というコメントを頂きました。このような視点から見れば、私が見たケースも興味深いものであったといえます。

McDermottのブリュッセルオフィスで一日勤務する機会もありました。ブリュッセルオフィスは、パリオフィスと異なり、イギリス人やドイツ人など様々な国籍の人が働いており、パリオフィスよりもよりインターナショナルな雰囲気でした。さらに、フランスのナンシーで商業裁判所のヒアリングを見る機会もありました。商業裁判所は、裁判官ではなく、ビジネスマンが判断を下すものであり、日本でいうと労働審判がこれに近いものであるように思われます。フランス語ではありましたが、事務所のパートナー弁護士の弁論を聞くことができ、とても貴重な経験となりました。彼が、どのような弁論がよい弁論かについて語った言葉が印象的でした。「弁論で、相手を攻撃することに終始する弁護士もいるが、それは決して良い弁論とはいえない。また、提出する弁論資料に書いてあることを隅から隅まで話そうとする弁護士もいるが、これもよい弁論とはいえない。せっかく口頭で弁論できる機会なのであるから、自らの主張を、ポイントを絞って、わかりやすく冷静に伝えることが最も大事なことだ。」

Ⅲ レポート

私が今回の海外派遣を通じて学んだことは多数あります。まず、法律事務所で働くイメージをより具体的にもつことができました。日本でも、いくつかの法律事務所でインターンをしましたが、どれも一週間しかないため、あまり実際に働くイメージをつかむことはできませんでした。今回の研修も一か月でそこまで長いわけではありませんが、やはり、一週間しかないのとは異なり、仕事が急に立て込んでくる様子なども具体的に体験することができました。

法律的知見という点では、前述したように欧州競争法関連の知識を一定程度身につけることができました。今後ますます日本企業が欧州競争法関連で法的知見を必要とすることが多くなると考えられるため、日本で弁護士として働くにしても、欧州競争法についての知見を備えておいて損することはないと思います。

また、私にとっては初めての海外生活かつ一人暮らしだったため、あらゆることが新しく毎日が刺激的でした。スーパーマーケットに行くと、フランス語の表示しかない商品とにらめっこしながら、どれが洗濯用洗剤だろうとか、どれがシャンプーだろうなどと考え込んだのもよい思い出です。カフェで食事をしていたら、ちょうどサッカーのユーロ・チャンピオンシップをテレビでやっており、地元の人らしきフランス人から「どこの国を応援しているんだ？」と聞かれたことも覚えています。

フランスというと、フランス人はフランス語にプライドを持っており、たとえ英語ができて英語を話そうとはしないというイメージが一般的にはあると思います。しかし、最近は英語を話すことに抵抗がない人が増えているようです。私がパリの空港に着き、フランス人らしき人にバスの行先をつたないフランス語で尋ねようとしたら、“English, please.”と言われてしまいました。また、事務所の近くに事務所の人がよくいく惣菜屋があるのですが、その店員さんは、私がフランス語で注文しようとしても頑なに英語で返してくれました。実際に、フランス人に聞いても、最近は英語を話すことに抵抗がないどころかむしろ積極的に英語を話そうとする“New Generation”が存在するとのことでした。

事務所で働いていた他の研修生たちとも仲良くなることができました。他の研修生は基本的にはフランス人ですが、皆英語を話すので様々な会話を楽しむことができました。

このような貴重な機会を与えてくださったGCOEプログラムに心から感謝いたします。





発行日 2013年3月31日

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学院法学政治学研究科
グローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」事務局

Phone: 03-5841-0606 Fax: 03-5841-3161 E-mail: gcoe@j.u-tokyo.ac.jp URL: <http://www.gcoe.j.u-tokyo.ac.jp/>